

第6次熊本県食の安全安心推進計画

令和7年度(2025年度)～令和10年度(2028年度)

令和7年(2025年)3月
熊本県

《 目 次 》

第1章 総則

I	計画策定の趣旨	1
II	計画の位置付け	2
III	計画期間	2
IV	計画の推進に向けて	
1	関係者の役割・責務	3
2	計画の進行管理等	3

第2章 食の安全・安心を取り巻く現状と課題

I	食の安全・安心に関する主な出来事	4
II	県民生活に関する意識調査の結果	5
III	前計画の取組状況	7
IV	今後の課題	13

第3章 食の安全・安心の確保に関する施策

I	計画の基本的施策	14
II	本計画における新たな事項	14
III	施策の展開	19
1	生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保	19
(1)	生産段階における安全性の確保	
(2)	製造・加工段階における安全性の確保	
(3)	流通・販売段階における安全性の確保	
(4)	消費段階における安全性の確保	
2	正確で分かりやすい情報の提供	35
(1)	適正な食品表示の推進	
(2)	的確な情報収集・提供の推進	
3	関係者の相互理解と信頼関係の確立	43
(1)	リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進	
(2)	消費者等の意見の反映	
(3)	食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成	
(4)	食の安全安心確保のための取組等に関する情報発信	
4	食の安全安心確保のための体制の充実	54
(1)	食の安全安心確保のための取組の総合的推進	
(2)	食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成	
(3)	食の安全安心確保のための技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持	
(4)	食に関する問題発生時の対応	
(5)	大規模災害等発生時の食の安全安心の確保	

*文中の（※）がついた用語については、巻末の参考資料に用語解説を掲載しています。

第1章 総則

I 計画策定の趣旨

本県では、食は生命と健康の基本であるという考えのもと、平成 15 年(2003 年)3月に「くまもと食の安全安心のための基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、また、平成 17 年(2005 年)3月に「熊本県食の安全安心推進条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

さらに、条例に基づき、平成 18 年(2006 年)6月に「熊本県食の安全安心推進計画」を策定し、これまで四度の改訂を経て令和3年度(2021 年度)から「第5次食の安全安心推進計画(令和3年度(2021 年度)～令和6年度(2024 年度))」(以下「第5次計画」という。)により、食品の安全性及び食品に対する安心感(以下「食の安全安心」という。)の確保を図るため、県庁内関係部局と連携しながら、生産から消費までの各段階におけるさまざまな施策に取り組んできました。

しかしながら、全国的には健康食品による健康被害、食中毒、産地偽装、食品の異物混入事件等、食の安全・安心を脅かす事案が多発し、県内においても令和4年2月にあさりの産地偽装が発覚し、大きな問題となりました。このように、県民の食の安全性や信頼性を脅かす事案が依然として後を絶たず、より一層の食の安全・安心の取組が必要とされています。

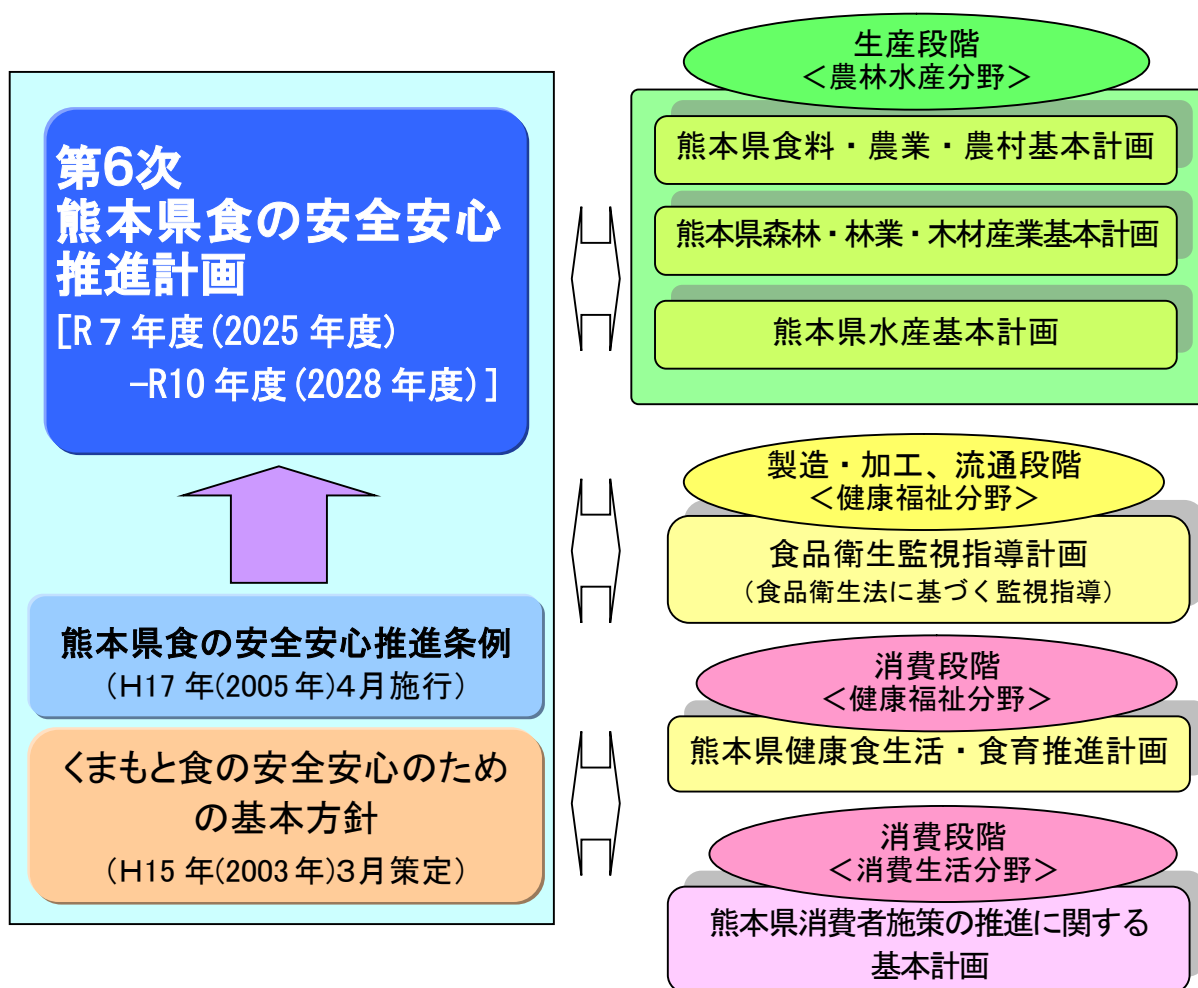
また、輸入品を除く全ての加工食品の原料原産地表示義務化や「遺伝子組換え」に係る食品表示の厳格化等の新たな食品表示制度の施行、食品衛生法の完全施行に伴う国際標準の衛生管理手法である HACCP(ハサップ)の義務化等、食の安全安心を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした社会環境の変化に的確に対応するとともに、これまでの取組状況や課題を踏まえた上で、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「第6次熊本県食の安全安心推進計画」を策定するものです。

Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条第1項の規定に基づき策定します。

本計画は、条例及び基本方針に定める基本理念を踏まえ、食の安全安心確保のための具体的取組と令和10年度(2028年度)までの達成目標を定め、関係施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画とし、その他の関係計画等と調和を図りながら実施するものとします。



Ⅲ 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢等の変化が生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。

Ⅳ 計画の推進に向けて

1 関係者の役割・責務

本計画を推進するため、県を始め、生産から消費に至る各段階の全ての関係者が、条例に定められた責務または役割を認識し、それぞれの取組を推進していきます。

① 県の責務

食の安全安心の確保についての基本理念に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。

② 食品関連事業者の責務

- 事業活動を行うに当たって、自らが食の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全安心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において自主的に講じる責務があります。
- 事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報を消費者に対し明確かつ平易に提供するように努めなければなりません。
- その事業活動に関し、県が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務があります。

③ 消費者の役割

自ら進んで食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全安心の確保に関する県の施策及び食品関連事業者の取組に対して意見を表明し、または食品を合理的に選択するなど、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすことが重要です。

2 計画の進行管理等

(1) 進行管理

食の安全・安心の確保に向け、本計画を着実に推進していくため、毎年度、熊本県食の安全対策会議及びくまもと食の安全安心県民会議において、本計画の進捗状況等を確認し、進行管理を行います。

なお、進行管理に当たり、取組の成果を把握するための「成果指標」（成果指標の設定が難しい場合は「参考指標」）、及び施策の推進に向けた取組を具体的にかつ計画的に実施していくための「活動指標」を設定します。

(2) 実施状況の公表

本計画の進捗状況や実施結果等について、県ホームページや県民会議等で公表します。

第2章 食の安全・安心を取り巻く現状と課題

I 食の安全・安心に関する主な出来事

平成 13 年(2001 年)に国内で初めて発生した B S E (牛海綿状脳症) や、食品の偽装表示などを契機として、食の安全安心への国民の関心が高まる中、平成 15 年(2003 年)に「食品安全基本法」が制定され、内閣府に食品安全委員会が設置されるなど、食の安全・安心の確保に関するさまざまな対策が講じられました。

平成 27 年には食品表示に関する 3 つの法律(食品衛生法、JAS 法、健康増進法)が統合された「食品表示法」が施行(令和 2 年 4 月完全施行)し、新たな食品表示制度が開始されました。

平成 30 年には食品衛生法が改正(令和 3 年 6 月完全施行)され、HACCP が制度化されました。

その後も順次食品表示基準が改正され、いくつかの改正は経過期間を終えるなど、食の安全安心確保に関する施策の推進体制は整ってきた状況です。

しかしながら、健康食品による健康被害、食中毒、産地偽装、食品の異物混入事件など、食の安全安心を脅かす事件・事故が、今なお後を絶たない状況です。

近年の食の安全に関する出来事

年月	事件・事故等	法改正等
令和元年度 (2019 年度)		・遺伝子組換え表示に関する食品表示基準の改正
令和2年度 (2020 年度)	・給食で集団食中毒が発生 ・和牛(ふるさと納税返礼品)の産地偽装	
令和3年度 (2021 年度)	・あさりの産地偽装問題	・HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化 ・食品リコール(自主回収)の届出義務化 ・あさりの原産地表示のルールの厳格化 ・しいたけの産地表示見直し
令和4年度 (2022 年度)	・食中毒でアニサキス過去最多 ・国内各地で鳥インフルエンザが発生し、全国の殺処分数が過去最多	・輸入品を除く全ての加工食品の原料原産地表示義務化 ・「くるみ」のアレルギー表示義務化 (令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置期間)
令和5年度 (2023 年度)	・紅麹を原料とする健康食品による健康被害 ・九州で初めて豚熱が発生 ・ふるさと納税返礼品の産地偽装が多数発生	・「遺伝子組換え」に係る食品表示厳格化
令和6年度 (2024 年度)	・うなぎ弁当で集団食中毒が発生	

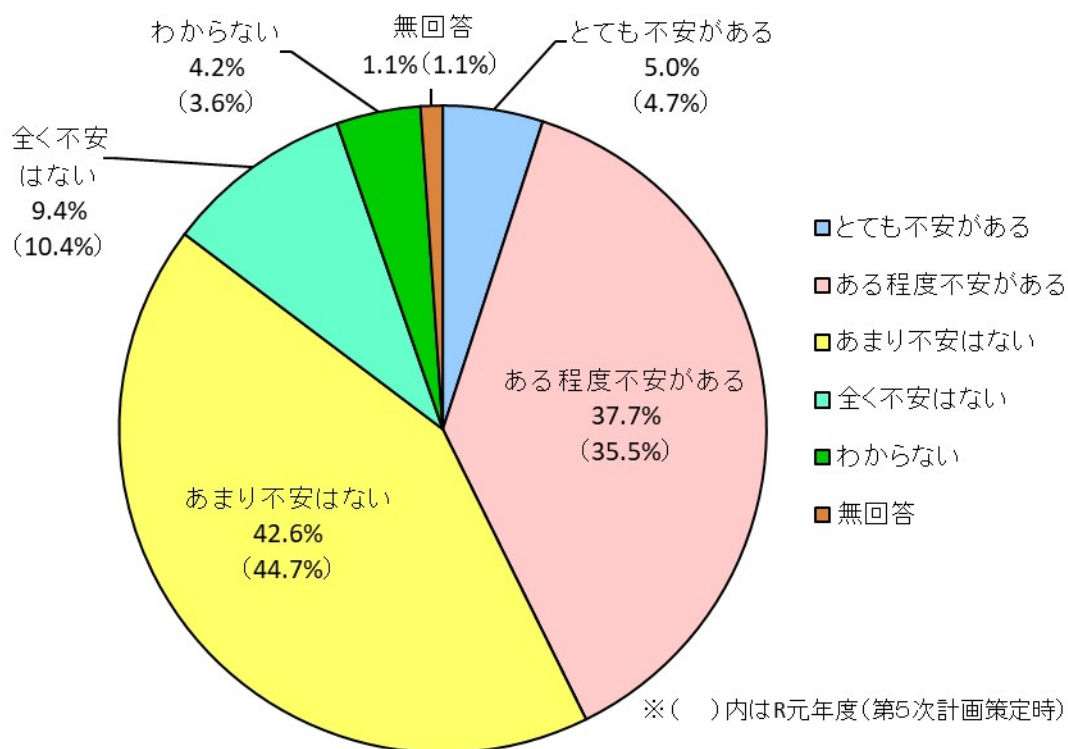
Ⅱ 県民生活に関する意識調査の結果

県では、食品の安全等に関する意識を把握するため、令和5年(2023年)6月「食の安全安心に関する県民意識調査」を実施しました。(対象数:一般県民 3,500人、回答数 1,624人、回答率 46.4%。)

結果を見ると、食品の安全性に「とても不安がある」が 5.0%で、「ある程度不安がある」が 37.7%でした。第5次計画策定時(令和元年度(2019年度))の結果と比較すると、「とても不安がある」が 0.3%、「ある程度不安がある」については、2.2%増加しています。過去5年間の「不安を感じる人の割合推移」は、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況で、令和5年度は 42.7%と、半数を下回る結果となっています。

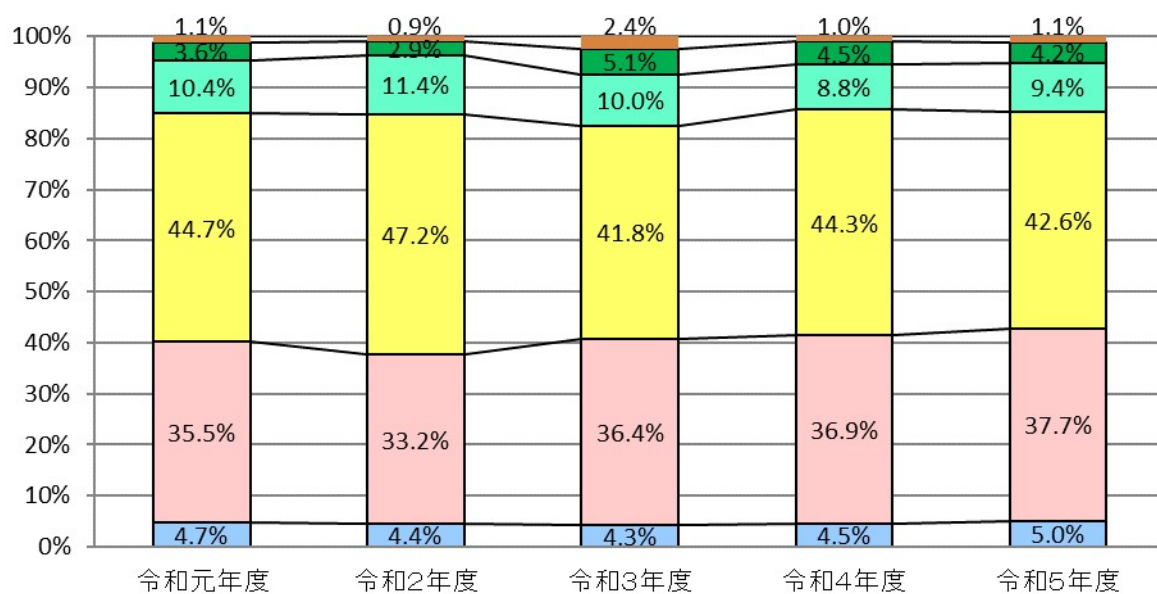
今後も、高いレベルの食品検査体制を始め、食の安全に関する監視・指導、セミナーや各種説明会などによる普及啓発活動、リスクコミュニケーション(※)の促進など、推進計画に基づく本県の取組や県・食品関連事業者(※)、消費者の連携した取組などを進め、食の安全性に関する意識と理解を深めることにより、県民の食品への不安の解消を図ります。

【設問】 現在販売されている「農林水産物(生鮮食品)」や「加工食品」に不安を感じますか。



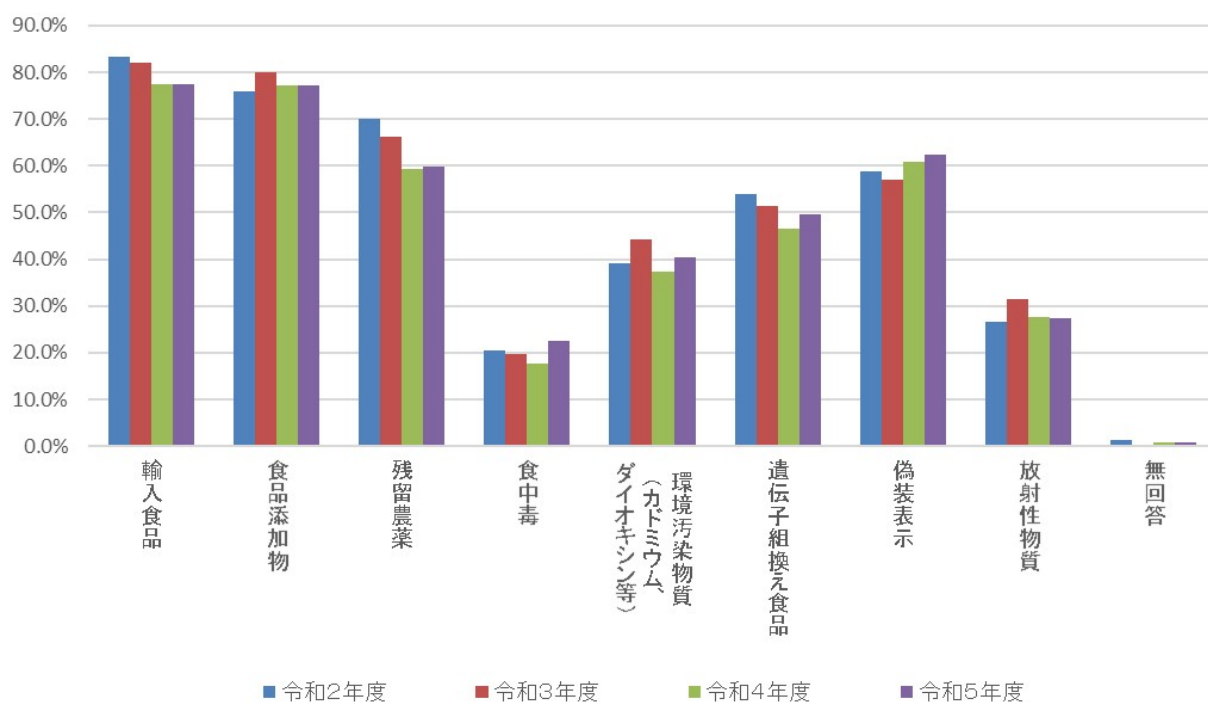
【参考：過去の調査結果】

○不安を感じる人の割合推移（令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)）



■ とても不安がある ■ ある程度不安がある ■ あまり不安はない
■ 全く不安はない ■ わからない ■ 無回答

○不安を感じる項目の割合推移（令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)）



※令和元年度（2019年度）は調査未実施。

Ⅲ 前計画の取組状況

＜第5次計画の主な成果＞

※計画期間中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったため、目標を達成していない事業があります。

1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

(1) 生産段階における安全性の確保

- 環境にやさしい取組である「くまもとグリーン農業」の支援を行い、農薬及び化学肥料の使用量削減を促進しました。【農業技術課】

- ・ くまもとグリーン農業生産宣言者が販売農業者に占める割合

第5次計画策定時：53% → R5：66.6%

〔R元年度(2019年度)実績(以下同じ。)] 〔R5年度(2023年度)実績(以下同じ。)]

- 県畜水産物の生産履歴記帳の促進や、養殖業者認証の推進を図りました。

【水産振興課】

- ・ トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ等養殖業者の認証率

第5次計画策定時：50% → R5：63.5%

- ポジティブリスト制に対応するため、農薬指導士の設置や、「農薬安全対策講習会」等を開催するなど、農薬等の適正使用の普及を行いました。

【農業技術課・水産振興課】

- 生産段階における残留農薬等の検査を実施し、県産農林水産物の安全性の確認と監視を行いました。

【くらしの安全推進課】

- 農薬取締法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関連法令に基づき、農薬等の販売者への調査、指導を実施しました。

【薬務衛生課・農業技術課】

(2) 製造・加工段階における安全性の確保

- 保健所等において、食品関連事業者や消費者を対象とした食品衛生講習会の開催や、食品衛生監視員による食品関連施設への立入調査・指導を実施しました。

【健康危機管理課】

- ・ 食品衛生講習会の受講者数

第5次計画策定時：14,937人 → R5：8,089人

- ・ 県の食品衛生監視員が立入調査・指導した施設数

第5次計画策定時：23,079施設 → R5：8,064施設

- 国際標準の衛生管理手法であるHACCPの円滑な導入を図るため、食品営業者を対象にHACCP研修会を実施するとともに、HACCP導入施設に対して食品衛生監視員による技術的支援や導入後の検証を行いました。

【健康危機管理課】

(3) 流通・販売段階における安全性の確保

- 県内に流通する食品（輸入食品を含む。）について、残留農薬等の検査を計画的に実施しました。【健康危機管理課】

(4) 消費段階における安全性の確保

- 食品衛生講習会や「食の安全セミナー」などを開催し、消費者の食品の安全性や食品衛生に関する知識の普及を促進しました。

【健康危機管理課・くらしの安全推進課】



- ・ 食の安全セミナー・出前講座等の開催回数

第5次計画策定時：59回 → R5：27回

- 中学生や高校生等の若年層に対し、食品衛生や食品表示等の食の安全についての理解と正しい知識を習得してもらうため、講座等を開催しました。

【くらしの安全推進課】

- 「食の安全 110 番」等に寄せられた県民や事業者からの相談・苦情について迅速かつ的確に対応しました。

【くらしの安全推進課】

〔参考：「食の安全 110 番」への相談件数の推移〕

R1：727件 → R2：450件 → R3：325件 → R4：236件 → R5：224件

2 正確で分かりやすい情報の提供

(1) 適正な食品表示の推進

- 食品表示法に基づく適正な食品表示を推進するため、食品表示強化期間（夏期～年末）を設けるなどして、食品販売店のみならず製造・加工、流通業者も対象に含めた、より充実した巡回調査・指導を実施しました。

【くらしの安全推進課】



- ボランティアである食品表示ウォッチャーによる食品表示のモニタリング活動や、食品関連施設における食品適正表示推進者の設置を促進しました。

【くらしの安全推進課】

- ・ 食品表示ウォッチャーの新規登録者数

第5次計画策定時：109人 → R5：120人

- ・ 食品適正表示推進者の設置店舗数

第5次計画策定時：956店舗 → R5：1,092店舗

(2) 的確な情報収集・提供の推進

- 農林水産物の生産履歴記帳の推進やトレーサビリティシステムの普及を促進しました。【農業技術課・農産園芸課・畜産課・水産振興課・くらしの安全推進課】
- 県ホームページを通じ、食の安全安心に関する情報や、県の施策等に関する情報を提供しました。
健康被害事例の発生の際には、速やかにホームページを掲載するなど、迅速な対応を行いました。【くらしの安全推進課・健康危機管理課】

- ・ 県ホームページでの情報提供回数
第5次計画策定時：62回 → R5：60回

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

(1) リスクコミュニケーションや関係者間の連携促進

- 食品表示や食品添加物等、消費者の関心が高いテーマを設定した食の安全セミナー等を開催し、消費者、食品関連事業者及び行政の関係者間の情報・意見交換を行いました。

【くらしの安全推進課】



- ・ 食品に不安を感じる県民の割合（県民アンケート調査結果）
第5次計画策定時：40.2% → R5：42.7%

(2) 消費者等の意見の反映

- 食の安全安心に関する施策に反映させるため、食の生産から消費に至る各段階の関係団体と学識経験者で構成する「くまもと食の安全安心県民会議」を開催し、意見交換を行いました。【くらしの安全推進課】

(3) 食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成

- 県ホームページや各種媒体を活用した情報の提供や出前講座による学習機会の提供を行い、食に関する正しい知識の普及を行いました。【くらしの安全推進課】
- ホームページ「熊本県地産地消サイト」及びくまもと地産地消 SNS「KUMA RICH」での情報発信及び「くまもと食・農ネットワーク」の活動支援等を通じて、地産地消を促進しました。

【流通アグリビジネス課】

(4) 食の安全安心確保のための取組に関する情報発信

- 第5次食の安全安心推進計画に基づく県の取組について、県のホームページやセミナー等において、積極的に情報を発信しました。

【くらしの安全推進課】

- 食の安全安心に関連する県の農林水産物の各種認証・登録制度等の充実と適正な運用を図るとともに、PR活動を行って認知度向上に努めました。

【農業技術課・林業振興課・水産振興課・くらしの安全推進課】

4 食の安全安心確保のための体制の充実

(1) 食の安全安心確保のための取組の総合的推進

- 知事を会長とした県庁内の「食の安全対策会議」及び各専門部会を開催し、問題発生時の迅速な対応のための連携の強化を図りました。

【くらしの安全推進課】

- 農林水産省や内閣府食品安全委員会等の国の機関や関係団体等との連携を図る取組を推進しました。

【くらしの安全推進課】

(2) 食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成

- 食品表示ウォッチャー及び食品適正表示推進者講習会の開催により、人材の育成を行いました。

【くらしの安全推進課】

(3) 食の安全安心確保のための研究開発と普及及び食品検査体制の堅持

- 農薬の使用量・散布回数を削減した病害虫の総合防除技術や、環境への負担軽減と土壌生産性の維持を両立した施肥及び土壌管理技術の研究開発を行いました。

【農業研究センター】

- 多数の農薬等の迅速な分析が可能な食品検査体制を維持し、正確かつ迅速な食品検査を実施しました。

【くらしの安全推進課】



- ・ 検査が可能な農薬等の種類

第5次計画策定時：600種類 → R5：600種類

- ・ 食品検査に要する時間

第5次計画策定時：最短3日 → R5：最短3日

- ・ 検査対象とする農林水産物の種類

第5次計画策定時：21種類 → R5：20種類

(4) 食に関する問題発生時の対応

- 「食の安全対策会議」や「総合的健康危機管理推進会議」を開催し、危機発生時の迅速な対応のための連携強化を図りました。

【健康危機管理課・くらしの安全推進課】

- 県ホームページや市町村メールネットワーク等を通じて、食の安全安心に関する正確な情報を迅速に県民へ提供しました。

【くらしの安全推進課】

- ・ 市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数
第5次計画策定時：12件 → R5：12件

＜第5次計画の目標達成状況＞

令和5年度(2023年度)の目標達成状況は、全59項目(成果指標11項目、活動指標48項目)中、100%以上達成(分類A)が35項目で、全体の59%となっています。さらに、目標値に対して90%以上100%未滿達成したもの(分類B)が2項目、90%未滿(分類C)は22項目でした。

令和5年度(2023年度)目標達成状況

施 策 名		成果/活動	指標数	A	B	C
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保			19	10		9
(1) 生産段階における安全性の確保	活動	3	2		1	
	成果	5	3		2	
(2) 製造・加工段階における安全性の確保	活動	3	1		2	
	成果	-	-	-	-	
(3) 流通・販売段階における安全性の確保	活動	4	2		2	
	成果	-	-	-	-	
(4) 消費段階における安全性の確保	活動	4	2		2	
	成果	-	-	-	-	
2 正確で分かりやすい情報の提供			19	10	1	8
(1) 適正な食品表示の推進	活動	10	5	1	4	
	成果	-	-	-	-	
(2) 的確な情報収集・提供の推進	活動	5	3		2	
	成果	4	2		2	
3 関係者の相互理解と信頼関係の確立			9	5		4
(1) リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進	活動	3	1		2	
	成果	-	-	-	-	
(2) 消費者等の意見の反映	活動	2	1		1	
	成果	-	-	-	-	
(3) 食育の推進と農林水産業への理解と共感の醸成	活動	1	1			
	成果	1			1	
(4) 食の安全安心確保のための取組みに関する情報発信	活動	2	2			
	成果	-	-	-	-	
4 食の安全安心確保のための体制の充実			12	10	1	1
(1) 食の安全安心確保のための取組みの総合的推進	活動	3	3			
	成果	-	-	-	-	
(2) 行政関係職員の資質向上および地域における人材の育成	活動	4	3	1		
	成果	-	-	-	-	
(3) 技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持	活動	3	3			
	成果	1			1	
(4) 食に関する問題発生時の対応	活動	1	1			
	成果	-	-	-	-	
活動指標 計 (割合)			48	30 (63%)	2 (4%)	16 (33%)
成果指標 計 (割合)			11	5 (45%)	()	6 (55%)
総 計 (割合)			59	35 (59%)	2 (3%)	22 (37%)

(目標達成状況による分類)

令和5年度(2023年度)目標達成率=R5(2023)実績値/R5(2023)目標値

- ・ 100%以上達成 ・ ・ ・ ・ 分類 A
- ・ 90%～100%未滿達成 ・ ・ ・ ・ 分類 B
- ・ 90%未滿 ・ ・ ・ ・ 分類 C

Ⅳ 今後の課題

第5次計画期間中も、全国的に食中毒、異物混入、産地偽装等、消費者の安全安心を脅かす事案が多発しています。

県内においても、飲食店で食中毒が数件発生するなど、食の安全安心の確保について一層の対策強化が求められます。

平成27年(2015年)4月、「JAS法」、「食品衛生法」及び「健康増進法」の食品表示に関する規定を統合した「食品表示法」が施行されましたが、令和2年(2020年)4月に経過措置期間が終了を迎え、また、令和4年(2022年)4月からは、全ての加工食品への原料原産地表示も義務化されたため、食品関連事業者への制度の周知徹底を図る必要があります。

さらに、平成30年(2018年)6月に改正された食品衛生法が令和3年(2021年)6月に完全施行し、国際標準の食品衛生管理手法であるHACCPが義務化されたほか、事業者が食品の自主回収(リコール)を行う場合に、都道府県等を通じて国へリコール情報を報告することが義務付けられました。

このようなことから、引き続き食の安全性や県民の食に対する信頼性を高めるため、食品関連事業者のコンプライアンス(法令遵守)に対する意識の向上や、監視指導、関係者間の相互理解の促進、関係機関等との連携強化などの取組の充実を図っていく必要があります。

また、産地偽装については、令和4年(2022年)2月に熊本県産あさりの産地偽装が発覚し、熊本県産あさりのみならず「熊本ブランド」全体への信頼を揺るがす重大な問題となりました。この他、近年、農林水産物の産地偽装が後を絶たず、ふるさと納税返礼品の産地偽装も多発しており、新たな産地偽装が発生しないよう、監視を強化する必要があります。

第3章 食の安全・安心の確保に関する施策

I 計画の基本的施策

1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

食品関連事業者による自主的な取組を促進するとともに、食品の監視指導を充実し、食品の生産から消費に至る各段階における食の安全性を確保します。

2 正確で分かりやすい情報の提供

消費者が自らの判断で適切に食品を選択できるよう、食品関連事業者による適正な食品表示を進めるとともに、消費者に対し、食品関連事業者が保有する食の安全性に関する情報や県の施策等について、正確で分かりやすく提供します。

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

食品関連事業者と消費者が、相互に理解し信頼関係を築くことが食に対する安心感につながるため、県はもとより、食品関連事業者や消費者等の関係者が連携してリスクコミュニケーションを推進し、協働した取組を進めます。

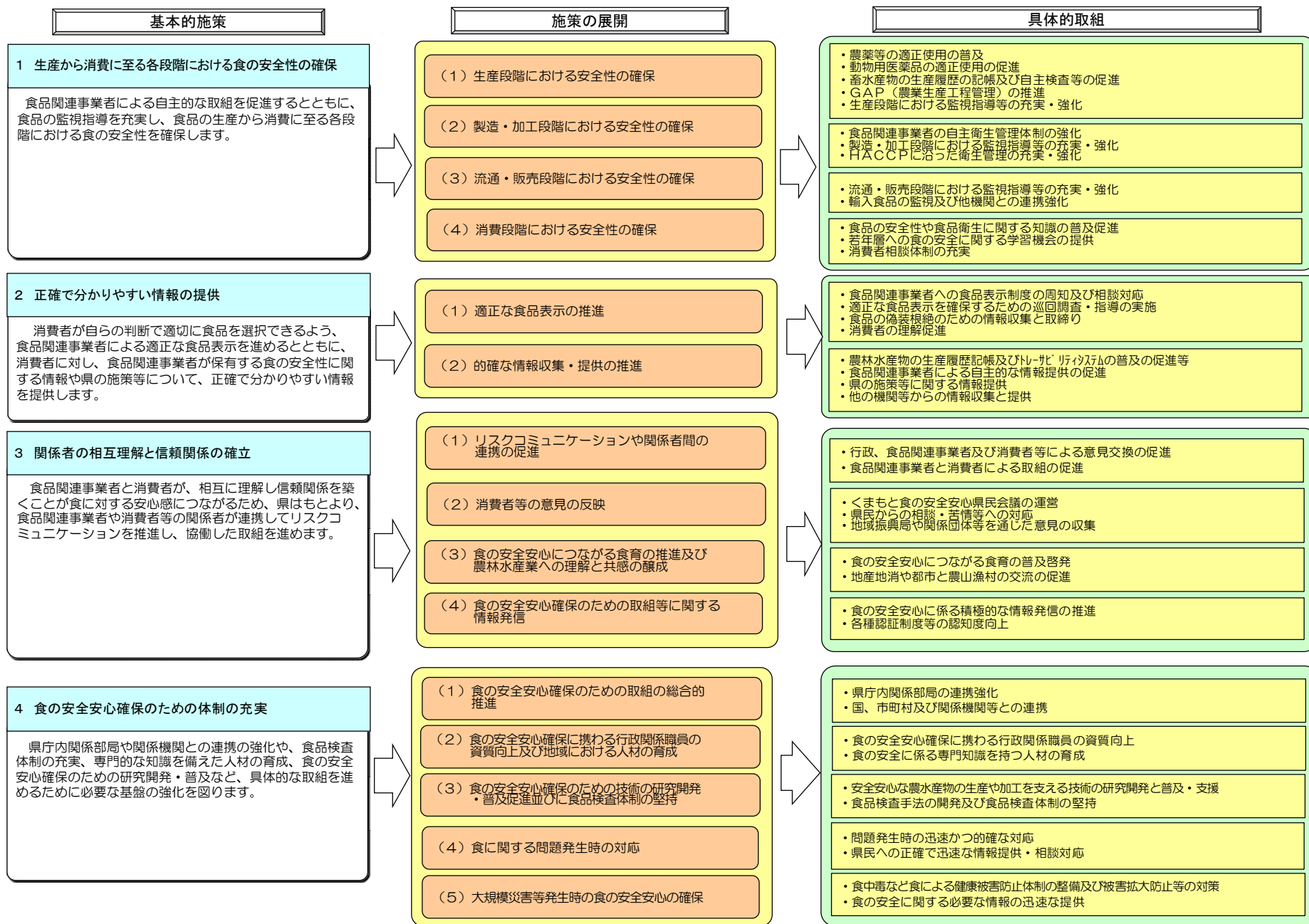
4 食の安全安心確保のための体制の充実

県庁内関係部局や関係機関との連携の強化や、食品検査体制の充実、専門的な知識を備えた人材の育成、食の安全安心確保のための研究開発・普及など、具体的な取組を進めるために必要な基盤の強化を図ります。

II 本計画における新たな事項

本計画においては、今回新たに、県民に食の安全安心に関する情報を広く速やかに提供するための情報発信の強化、新たな産地偽装の発生を防止するための情報収集と監視の強化及び県産あさを適正に流通・販売する仕組みの運用といった事項を追加し、食の安全安心確保のための取組を更に促進します。

施策の体系



基本的施策における主な取組

1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

○農薬等の適正使用の普及

農薬指導士などを対象に、講習会等により指導の充実を図ります。

【農業技術課】

○畜水産物の生産履歴の記帳及び自主検査等の促進

県産畜水産物の生産履歴記帳の促進や、養殖業者認証の推進を図ります。

【畜産課・水産振興課】

○OGAP（農業生産工程管理）の推進

生産者に対して、GAPの導入に向けた支援を行うとともに、GAP指導員の資質向上のための研修会を開催します。

【農業技術課・林業振興課】

○食品関連事業者の自主衛生管理体制の強化

保健所等による食品関連事業者を対象とした講習会の開催や、食品衛生指導員による食品関連施設への巡回指導等を実施し、食品関連事業者の衛生意識の向上を図ります。

【健康危機管理課】



○HACCPに沿った衛生管理の充実・強化

国際標準の食品衛生管理手法であるHACCPの導入施設等に対して食品衛生監視員等による技術的支援やHACCP導入後の検証を行います。

【健康危機管理課】

○輸入食品の監視及び他機関との連携強化

県内に流通する輸入食品について、残留農薬等の検査や指定外添加物の検査などを計画的に実施するとともに、国及び他の自治体と連携し、違反食品等に関する情報収集を行います。また必要に応じて県民に情報発信します。

【健康危機管理課】

○生産段階、製造・加工段階、流通・販売段階における安全性の確保

生産から流通に至る各段階における食品の残留農薬等の検査を実施します。

【くらしの安全推進課】

○食品の安全性や食品衛生に関する知識の普及促進

出前講座等を通じた食品の安全性の確保に関する情報の提供や、県ホームページによる食中毒予防対策等の食品衛生知識の普及啓発を行います。

【くらしの安全推進課・健康危機管理課】

○若年層への食の安全に関する学習機会の提供

中学生や高校生などを対象とした講座等を開催し、若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進します。【くらしの安全推進課】

○消費者相談体制の充実

「食の安全 110 番」等に寄せられた県民からの相談・苦情について迅速かつ的確に対応します。

【くらしの安全推進課】

2 正確で分かりやすい情報の提供

○食品関連事業者への食品表示制度の周知及び相談対応

食品関連事業者の自主的な適正表示への取組を進めるため、県内の食品関連事業所への食品適正表示推進者の設置を促進します。【くらしの安全推進課】

○適正な食品表示を確保するための巡回調査・指導の実施

食品表示の巡回調査・指導や「食の安全 110 番」への相談・苦情案件の調査を実施し、不適正表示に対し改善指導を行います。【くらしの安全推進課】

○食品の偽装根絶のための情報収集と取締り

新たな産地偽装の発生を防止するため、情報収集に取り組むとともに、抜き取り検査等の取締りを行います。【くらしの安全推進課】

○県の施策等に関する情報提供

国や他の自治体から広く情報を収集し、県ホームページを通じて、食の安全安心に関する情報や、県の施策等に関する情報を提供します。

健康被害のおそれがある問題が発生した際は、迅速な情報提供を行い、被害の防止に努めます。【くらしの安全推進課・健康危機管理課】

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

○行政、食品関連事業者及び消費者等による意見交換の促進

セミナーの開催等により、行政、食品関連事業者及び消費者間の意見交換を行います。【くらしの安全推進課】



○くまもと食の安全安心県民会議の運営

食の生産から消費に至る各段階の関係団体と学識経験者で構成する「くまもと食の安全安心県民会議」を定期的に開催し、各分野の県民の意見を幅広く集め、食の安全安心確保に関する施策に反映させます。【くらしの安全推進課】

○食の安全安心に係る積極的な情報発信の推進

食の安全安心に関する情報の収集を行うとともに、県や「くまもと食の安全安心県民会議」の各構成団体の食の安全安心のための取組や食の安全安心に関する情報を、イベントやホームページなどを活用して、積極的に情報発信します。【くらしの安全推進課】

○各種認証制度等の認知度向上

食の安全安心に関連する県の農林水産物の各種認証・登録制度等の充実と適正な運用を図るとともに、消費者や食品関連事業者に対しPR活動を行います。【くらしの安全推進課】

4 食の安全安心確保のための体制の充実

○県庁内関係部局の連携強化

知事を会長とした県庁内の「食の安全対策会議」及び各専門部会を開催し、危機発生時の迅速な対応のための連携の強化を図ります。【くらしの安全推進課】

○ **食品検査手法の開発及び食品検査体制の堅持**

生産から流通に至る各段階における残留農薬等の検査を一元化し、多数の農薬等の迅速分析が可能な食品検査体制を維持し、正確かつ迅速な食品検査を実施します。

【くらしの安全推進課】

○ **大規模災害等発生時の食の安全安心の確保**

大規模災害等が発生した際は、食中毒防止対策についてのガイドラインに基づき、食中毒などの食による健康被害の発生防止や被害拡大防止等の対策を図ります。

【健康づくり推進課・健康危機管理課】

Ⅲ 施策の展開

1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

(1) 生産段階における安全性の確保

生産者による農薬、動物用医薬品(※) 及び飼料添加物(※) (以下「農薬等」という。) の適正な使用の普及を図るとともに、人と環境に配慮した食の安全安心確保のための自主的な取組を促進します。

現状と課題

【農薬等の適正使用】

- 平成 18 年(2006 年)5 月にポジティブリスト制(※)が導入され、残留農薬(※)等の規制が強化されました。ドリフト(※)などによる残留農薬の基準超過が懸念されるため、適正使用について、生産者への周知・啓発を図っています。
- 動物用医薬品の不適正使用に起因する人体への危害発生を防止するため、引き続き農家や獣医師、動物用医薬品の販売業者等に対し、関係法令の遵守、適正使用についての周知徹底に取り組む必要があります。
- 養殖魚への水産用医薬品(※)の使用量の削減及び適正使用を促進するため、水産用医薬品の適正使用の指導や、残留のおそれがないワクチンの使用推進などの疾病対策等を行っています。
また、安全性を確認するため、生産段階で動物用医薬品等の残留検査を引き続き行う必要があります。

【環境に配慮した生産活動の推進】

- 県では、平成 17 年度(2005 年度)から環境にやさしい農業を「くまもとグリーン農業(※)」と位置付け取組拡大を図ってきた結果、販売農家数に占めるグリーン農業生産宣言者数の割合は約 7 割に拡大するなど一定の成果がありました。今後は、化学農薬及び化学肥料の削減を更に進めるため、取組の高度化を図る必要があります。

【生産者による自主的な生産履歴の記帳(※)等の取組】

- トレーサビリティシステム(※)を運用するために、農林水産物をどのように生産したかについて記帳しておくことが重要であることから、従来の農畜産物の生産履歴記帳の取組に加え、水産物や林産物についても生産履歴の記帳の取組を進める必要があります。

- 畜産物の生産へHACCP方式(※)の考え方に基づく衛生管理手法の導入を進めていますが、県内の導入農家戸数はまだ少数にとどまっており、今後、生産者へ広く浸透させることが必要です。
- 県内農業者の「食品安全」「環境保全」「労働安全」に配慮した農業の実践につなげるため、GAP(※)(農業生産工程管理)の取組拡大を進めていますが、現状では地域や品目によって普及率に差があるため、生産者に向けて導入支援を継続し、取組の向上や普及・拡大につなげていく必要があります。
- 養殖業者の認証については、全国に先駆けて制度を確立したトラフグに加え、対象魚種を県産の主要魚種であるマダイ、ブリ、シマアジ及びクルマエビ等に拡大し「熊本県適正養殖業者認証制度(※)」の定着を図っており、引き続き認証業者数の増加を図るとともに、消費者に対する認証制度の更なる周知が重要です。

【生産段階における監視指導等】

- 県では、ポジティブリスト制の施行に対応するため、生産から流通に至る各段階における残留農薬等の試験検査(※)を県保健環境科学研究所に一元化し、分析可能な農薬等の種類や検査対象を拡大するとともに、検査時間の短縮を図っています。
引き続きこの検査体制を維持し、食品の安全性の確認と監視を行うことが必要です。
- 牛海綿状脳症(BSE)(※)対策特別措置法に基づき、特定の症状があった死亡牛、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛等を対象に、BSE検査を実施しています。
- 県水産研究センターでは、あさり、カキ等の貝類について、貝毒による食中毒の被害を未然に防ぐため、貝毒力のモニタリング調査を実施し、情報を漁業者に提供しています。
被害発生を未然に防止するためには、引き続きモニタリング調査を実施する必要があります。

具体的取組

① 農薬等の適正使用の普及

- 農薬の適正使用や使用履歴の記帳を進めるため、農薬販売店等への農薬指導士(※)の設置や、農薬使用者等を対象とした農薬適正使用推進員(※)の認定を行うとともに、これらを対象とした研修会を開催します。【農業技術課】

- 農薬の適正使用などの普及啓発のため、農業団体等で構成する「農薬安全対策協議会」や、農業者や農業団体等を対象とした「農薬安全対策講習会」を開催し、農薬の適正使用に関する意識啓発を行います。

【農業技術課・薬務衛生課】

- 特別栽培農産物(※)や熊本型特別栽培農産物「有作くん」(※)などの制度を「くまもとグリーン農業」と位置付け農業者の支援を行い、土づくり、減農薬及び減化学肥料(※)の取組を拡大します。また、イベント等により消費者等に対し広く周知を行い、「くまもとグリーン農業」への理解促進を図ります。

【農業技術課】

- 農薬の使用量を削減するため、天敵や太陽熱利用等の環境に配慮した防除技術を組み込んだ総合的防除の導入を進めます。

【農業技術課】

② 動物用医薬品の適正使用の促進

- 動物用医薬品の適正使用の普及啓発とともに、畜産農家や獣医師による動物用医薬品の使用状況を明らかにするため、毎年度、実態調査及び適正使用の指導を行います。

【畜産課】

- 養殖魚への水産用医薬品の使用量の削減や適正使用を促進するため、適正使用のための現地指導や養殖魚へのワクチンの使用を進めます。【水産振興課】

③ 畜水産物の生産履歴の記帳及び自主検査等の促進

- 畜水産物の生産履歴記帳の推進を図るため、生産者や各団体への情報提供等、普及啓発を行います。

【畜産課・水産振興課】

- 農場HACCPの推進のため、HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理の円滑な普及及び定着を推進します。また、農場指導員等を養成する認証機関の研修会へ職員を参加させるとともに、県においても研修会を開催します。

【畜産課】

- トラフグ、マダイ、ブリ、シマアジ及びクルマエビ等の魚類養殖業者の認証制度について、認証率を向上させ、生産履歴の記帳や自主的な薬剤残留検査の促進を図ります。

【水産振興課】

④ GAP（農業生産工程管理）の推進

- 農業生産工程管理（GAP）の取組について生産者への普及・拡大を図るとともに、GAP指導員を養成するための研修会を開催し、指導力の向上を図ります。【農業技術課】
- 特用林産物（きのこ・たけのこ）における農業生産工程管理（GAP）の取組について生産者への制度周知や普及を図ります。【林業振興課】

⑤ 生産段階における監視指導等の充実・強化

- 生産段階における残留農薬等の検査を実施することにより、県産農林水産物の安全性の確認と監視を行います。【くらしの安全推進課】
- 農薬取締法(※)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(※)（以下「医薬品医療機器等法」という。）等の関係法令に基づき、農薬等の販売者への調査、指導を毎年度実施します。【農業技術課・薬務衛生課】
- 県内主要海域のあさり、カキ等の貝類について、貝毒力の検査を実施し、食中毒を未然に防止します。【水産研究センター】
- 特定の症状があった死亡牛、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛等について、牛海綿状脳症（BSE）の検査を実施します。確実な検査体制の整備により疫学的なデータを蓄積し、防疫対策に活用します。【畜産課】

成果指標

指 標	R5 年度	目 標 値			
		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ・クルマエビ等養殖業者の認証率※1	37%	39%	41%	44%	46%
農場 HACCP 認証農場数	11 戸	11 戸	11 戸	12 戸	12 戸
国際水準 GAP 指導員養成数※2	261 人	280 人	300 人	310 人	320 人

※1 これまで安心安全な養殖魚を適正に養殖している養殖業者を魚類のみで認証していたが、クルマエビを新たに認証魚種として加えたもの。

※2 国際水準 GAP の指導員育成を図ることにより国際水準 GAP 認証取得を促進することとしたもの。

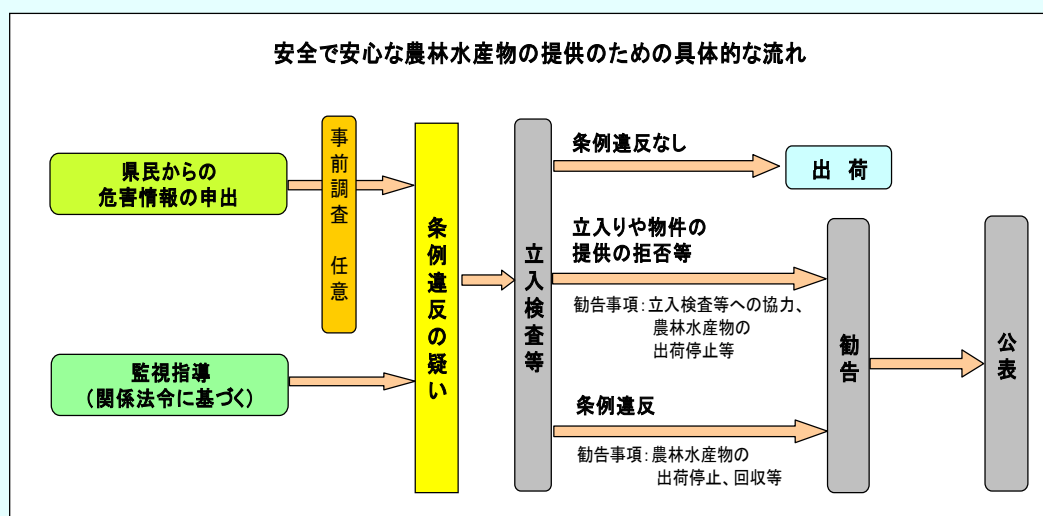
活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
農薬安全対策講習会等の開催回数	3 回／年			
動物用医薬品販売業者への立入調査・指導を行う割合	50%			
農林水産物の残留農薬等の検査検体数	34 検体※1			

※1 養殖事業者及び養鶏農家戸数の減少に伴い見直したもの。

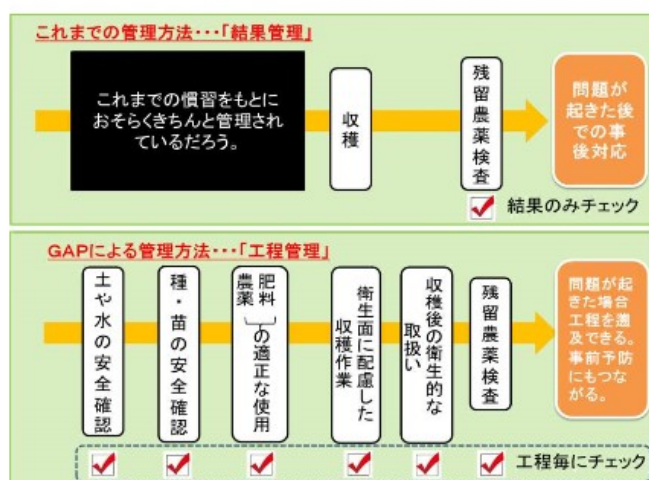
＜条例による生産段階での規制＞

平成 17 年(2005 年)に制定した「熊本県食の安全安心推進条例」では、生産者が無登録農薬(※)や未承認動物用医薬品(※)を使用して農林水産物を生産した場合や、農林水産物が食品衛生法(※)の規格基準に合わない場合には、その農林水産物の出荷・販売を事前に禁止できるとする独自の規制を盛り込むなどし、安全安心な農林水産物の提供を確保する具体的方策を定めています。基準値を超えて農薬等の残留が確認された場合は、生産物の出荷や販売はできません。



GAP(農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動を言います。



《GAPの取組例》



(2) 製造・加工段階における安全性の確保

消費者へ安全性の高い食品を提供するためには、食品の製造・加工段階における食品関連事業者の自主的な衛生管理への取組が重要です。

消費者の信頼を確保するために食品関連施設の衛生水準の更なる向上を促進します。

現状と課題

【食品関連事業者による自主衛生管理体制の強化】

- 食品の安全性の確保のためには、食品関連事業者自らが食品安全に必要な知識や技術を習得し、原材料の安全性の確認や自主検査を実施するなど、自主的な衛生管理への取組が必要です。
- 県では、保健所等において食品関連事業者等を対象とした食品衛生講習会や研修会を開催し、また、(一社)熊本県食品衛生協会の食品衛生指導員(※)による県内の食品製造加工所や店舗等(以下「食品関連施設」という。)への巡回指導を実施する等、食品関連事業者の衛生管理に関する意識向上を図っていますが、一部に衛生管理への取組が十分でない事業者が見受けられます。

【製造・加工段階における監視指導等】

- 食品衛生法に基づき、県の食品衛生監視員(※)が県内の食品関連施設に立ち入り、衛生管理状況等の確認や、食品等事業者に対する指導を行っています。
この立入調査は、食品関連施設の業種や規模、過去の違反状況等をもとに監視の重要度により対象施設を分類し、施設ごとの年間の立入調査回数を定めて実施しています。
- 生産段階と同様に、製造・加工段階においても効率的な食品検査体制により、食品添加物(※)や微生物、アレルゲン等の検査を実施しています。
- 月齢に関わらず、行動異常又は神経症状を呈する牛を対象に、と畜検査員が検査の必要があると認めた場合に、牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施します。また、と畜場における特定危険部位の除去や分別管理の確認などのBSE対策については、引き続き徹底します。

【HACCPの制度化】

- 食品衛生法の一部改正により、国際標準の衛生管理手法であるHACCPが制度化され、令和3年(2021年)から、原則としてすべての食品関連事業者へ義務づけられました。HACCP導入施設等に対しては、食品衛生監視員やと畜検査員等による技術的支援を行います。

具体的取組

① 食品関連事業者の自主衛生管理体制の強化

- 食品衛生法等の関係法令の遵守や安全な食品の製造・加工等に関する普及啓発のため、保健所等において、食品関連事業者や消費者を対象に食品衛生講習会等を開催し、衛生意識の更なる向上を図ります。【健康危機管理課】
- 食品関連事業者において記録の実施・保管等を徹底するため、食品衛生協会の食品衛生指導員による食品関連施設等への巡回指導を実施します。【健康危機管理課】
- 県内の食品製造施設等に対し、専門的な監視指導や技術的支援を行います。【健康危機管理課】

② 製造・加工段階における監視指導等の充実・強化

- 食品衛生法の規定により、毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」(※)に基づき、食品衛生監視員による食品関連施設への立入調査を行い、衛生管理状況の確認や指導等を実施するとともに、食品検査を計画的に実施します。【健康危機管理課】
- BSE対策として、と畜場における牛の処理工程全般において、特定危険部位の除去・焼却や適正な分別管理を確認します。【健康危機管理課】

③ HACCPに沿った衛生管理の充実・強化

- 食品事業者に対して HACCP に関する正確な情報を提供するため、HACCP 講習会の開催や県ホームページの活用等により周知を行い、HACCP に沿った衛生管理の促進を図ります。【健康危機管理課】
- 施設に沿った HACCP に沿った衛生管理の充実・強化や人材育成を支援するため、施設への指導・助言等を実施します。【健康危機管理課】

参考指標

指 標	R5 年度
監視施設の HACCP に沿った衛生管理の実施率※1	—

※1 食品衛生講習会や食品衛生監視員の立入調査の成果の指標として設定する。第8次熊本県保健医療計画（R6-R11）により R11 年度のみ目標が設定されているため参考指標とした。

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食品衛生監視指導計画に基づく監視率	100%			

HACCP（ハサップ）

「Hazard Analysis and Critical Control Point」（危害分析重要管理点）

米国で開発された高度な衛生管理手法で、最終製品を抜取検査する従来の手法とは違い、原料の受入から製造・出荷までの全工程において、危害防止に繋がるポイントを継続的に監視・記録します。

問題のある製品の出荷を未然に防止でき、また、事故が起きた場合でも、速やかに原因を特定し、迅速に対応することが可能となります。

HACCP方式と従来方式との違い

原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。

これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。



(3) 流通・販売段階における安全性の確保

流通・販売段階における食品の安全性の確保のためには、販売店等の食品関連施設での食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理が重要です。

また、輸入食品を含め、県内に流通する食品について、残留農薬や食品添加物、アレルゲン等の検査を実施し、違反食品を市場から排除することにより、県民の安全安心を確保します。

現状と課題

【流通・販売段階における監視指導等】

- 食品流通の広域化・複雑化に伴い、県内に流通する食品は多様化しています。食品関連施設における食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理の状況等について監視や指導を行うとともに、違反食品を市場から排除するため県内に流通する食品に対する検査を適切に行う必要があります。
- 平成 23 年(2011 年) 3 月の東日本大震災で被災した福島第一原子力発電所の事故により、近隣自治体等で生産された食品の一部から原子力安全委員会により示された暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、出荷や摂取の制限が行われました。
県内においても、放射性セシウムに汚染された稲ワラを与えられた牛の肉が流通するという問題が発生しました。
このようなことから、食品の安全性を確保するため、放射性物質による汚染が疑われる食品の県内流通に関する情報等を得た場合は、必要に応じ放射性物質検査を実施し、必要な対策を講じる必要があります。
- 平成 23 年(2011 年) 4 月に牛肉の生食を原因とする腸管出血性大腸菌による集団食中毒が発生したことを受け、同年 10 月に国において生食用食肉（牛肉）の規格基準及び表示基準が定められ、施行されたことから、関連事業者に対し基準遵守の監視指導を行う必要があります。
- 消費者の健康への意識の高まりから、近年、いわゆる健康食品(※)が市場に多く流通しています。一部の健康食品の中には、医薬品成分を含むものが見られ、これらは無承認無許可医薬品(※)として流通を防止する必要があります。
- 現在、消費者の食生活は多くの輸入食品に依存しており、輸入食品の安全性の確保は重要な課題の一つとなっています。
輸入食品の監視業務は、輸入の際に国（検疫所）が行っており、都道府県等においても国内流通段階で検査を実施しています。本県においても県民の食の安全安心を確保するため、年間を通じ輸入食品の検査を行っています。
また、輸入食品の安全性に関する情報を積極的に発信していく必要があります。

具体的取組

① 流通・販売段階における監視指導等の充実・強化

- 食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連施設における食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理について、監視指導を行います。
【健康危機管理課】
- 生食用食肉（牛肉）の規格基準及び表示基準について、関連事業者への監視指導を行います。
【健康危機管理課】
- 県内に流通する食品について、残留農薬、食品添加物、アレルギー(※)などの検査を継続的に実施し、違反食品の市場からの排除に努めます。
【健康危機管理課】
- 放射性物質による汚染が疑われる食品等の県内流通に関する情報を得た場合は、必要に応じ検査を実施し、必要な対策を講じます。
【健康危機管理課】
- いわゆる健康食品のうち、医薬品成分を含有したり、医薬品的な効能効果を広告・表示したものについては、成分の分析試験や広告等の監視指導を行います。また、県民に対しては、県のホームページ等を活用して、分析結果などの情報を提供します。
【薬務衛生課】

② 輸入食品の監視及び他機関との連携強化

- 県内に流通する輸入食品について、残留農薬や食品添加物等の検査を計画的に実施し、違反食品の排除に努めます。
【健康危機管理課】
- 国及び他の都道府県等と連携し、違反食品等に関する情報収集を行うとともに、違反食品等が摂取されることのないよう県民への情報提供を行います。
【健康危機管理課】
- 検疫所における輸入食品の監視体制の充実強化による輸入食品の安全確保の取組などについて、引き続き国へ要望します。
【健康危機管理課】

参考指標

指 標	R5 年度
監視施設の HACCP に沿った衛生管理の実施率（再掲）	—
健康食品の検査件数	4 検体

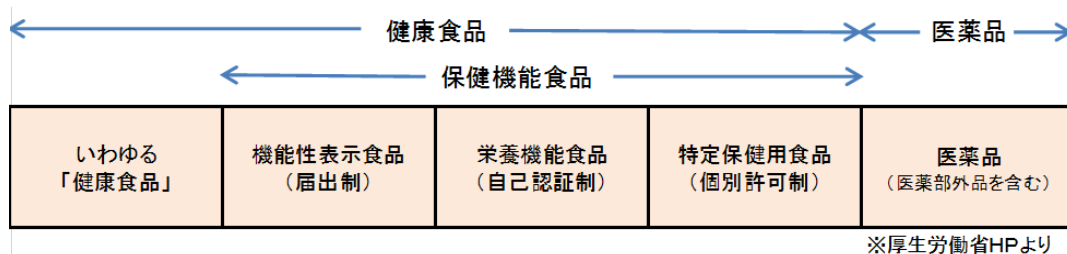
活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食品衛生監視指導計画に基づく監視率（再掲）	100%			
食品衛生監視指導計画等における収去（※）検査検体数（輸入食品を含む）	1,000 検体／年			
うち食品中のアレルゲンの検査検体数（延べ）	16 検体			

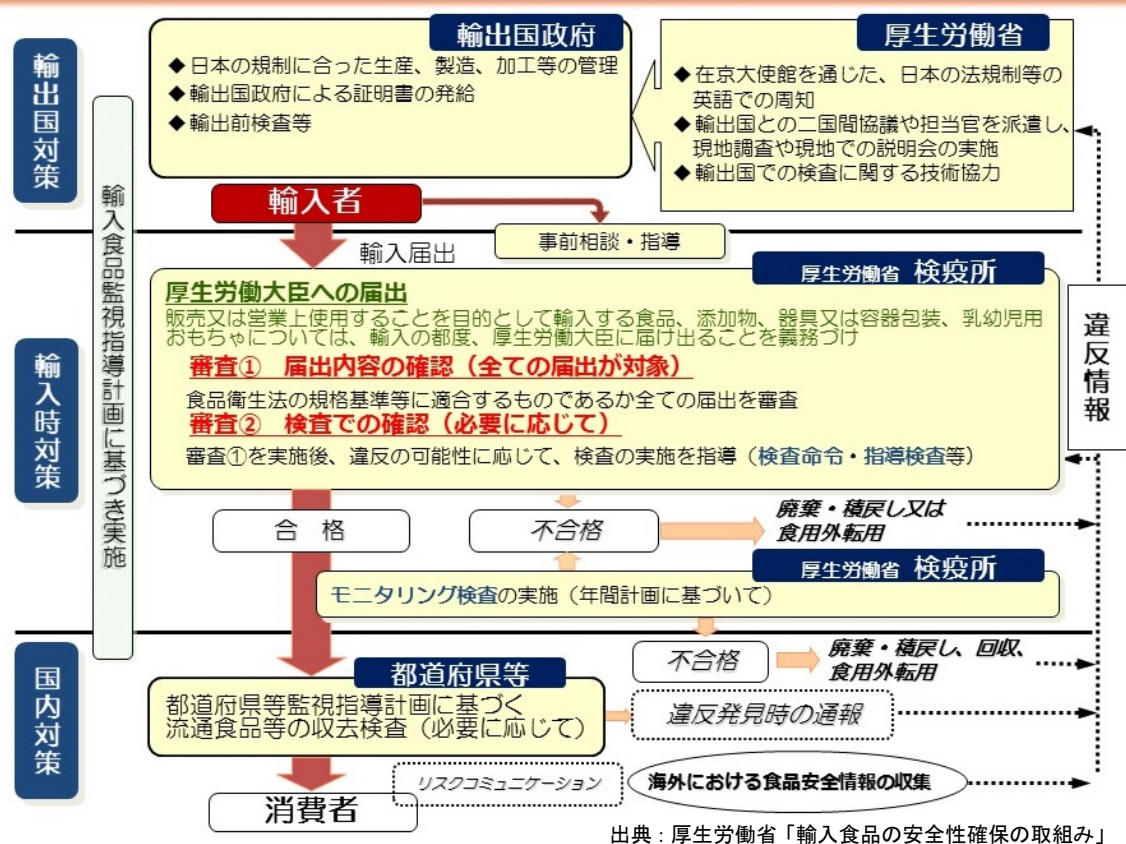
健康食品

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指します。

そのうち、国の制度として、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。



監視体制の概要



＜参考：令和5年度の輸入食品の検疫検査における国別の違反状況＞

国名	届出件数	検査件数	違反件数	違反割合（※）
中国	905,785 件	85,435 件	206 件	0.24%
フランス	188,383 件	10,050 件	11 件	0.11%
アメリカ	165,858 件	13,776 件	100 件	0.73%
タイ	155,397 件	10,561 件	44 件	0.42%
韓国	101,656 件	7,232 件	23 件	0.32%
ベトナム	101,497 件	17,875 件	65 件	0.36%
イタリア	96,658 件	7,077 件	32 件	0.45%

※検査件数に対する違反件数の割合

出典：厚生労働省「令和5年度 輸入食品監視統計」

(4) 消費段階における安全性の確保

消費者が自らの判断で食品を適切に選択できるよう、食品の安全性に関する情報や食品表示の知識等を積極的に提供します。

家庭における食品による健康被害の発生を未然に防止するため、食品の取扱いなど基本的な食品衛生に関する知識を消費者へ普及させます。

また、消費者からの食品の安全性に関するさまざまな相談等に対して、適切な情報提供や助言を行い、消費者の安全安心の確保を図ります。

現状と課題

【消費者の食品の安全性に関する理解】

- 消費者が、食品の安全性についての理解を深め、消費者自身の判断により食品を選択することができるよう、食品の安全性に関する情報を適切に分かりやすく消費者に伝えることが重要です。

そのためには、子どもの頃から食の安全について興味を持ち、正しい知識を習得しながら判断する力を養う必要があります。

【食中毒による健康被害の発生】

- カンピロバクターやアニサキスによる食中毒が季節を問わず発生しています。

また、気温や湿度が高くなり細菌が増殖しやすい夏期には細菌性食中毒が、冬期にはノロウイルスによる食中毒が発生しやすくなります。ノロウイルスは感染力が強く、集団食中毒になりやすいので、特に対策が必要です。その他、フグや有毒な植物（毒キノコやクワズイモ等）などの喫食による自然毒食中毒も発生していることから対策が必要です。

- 食中毒には、レストランや旅館等の飲食店で発生するものもありますが、家庭での食事が原因となる事例も多く、家庭における食中毒予防のための対策も重要です。

【食品の安全性に対する関心の高まり】

- 近年、食に対する信頼を揺るがすような全国的な事件が多く発生しており、県民の食品に対する関心が高まっているため、疑問に対して的確な情報を提供することや、苦情や相談に対して適切に対応することなどにより、県民の不安解消を図っていくことが重要です。

具体的取組

① 食品の安全性や食品衛生に関する知識の普及促進

- 県民の要望により県の担当職員が出向き、食品の安全性の確保に関する情報や県の施策等について説明する「県職員出前講座(※)」の実施、食の安全に関するセミナーの開催等を通じて、県民の基本的な知識の普及を促進します。
【くらしの安全推進課】
- 県の保健所等において、監視指導計画に基づき、食品衛生講習会等を開催し、消費者の食品衛生への意識向上を図ります。
【健康危機管理課】
- 県ホームページに家庭における食中毒予防のポイントなどの情報を掲載し、消費者に向けた食品衛生知識の普及啓発に努め、健康被害の発生防止を図ります。
また、夏期の細菌性食中毒、冬期のノロウイルスによる食中毒、自然毒食中毒を防止するため、県ホームページによる注意喚起を行います。
【健康危機管理課】

② 若年層への食の安全に関する学習機会の提供

- 中学生や高校生などを対象とした講座等を開催し、若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進します。
【くらしの安全推進課】
- 「くまもと食の安全安心県民会議」の構成団体等が開催するイベントを活用し、小・中・高校生等に対し食の安全に関する知識の普及を積極的に行います。
【くらしの安全推進課】

③ 消費者相談体制の充実

- 食の安全安心に関する問い合わせや苦情・相談等については、県庁の「食の安全 110 番」や、各保健所等において受け付け、適切な対応を行います。
【くらしの安全推進課】



<食の安全 110 番 096-387-5558>

- ・ 受付時間：平日の 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分まで
- ・ 受付情報：不適正表示等食品表示に関する情報、表示制度に関する質問等

- 県消費生活センターにおいて、消費者の苦情・相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携した商品テストを実施します。

商品テストにより得られた結果について、適切な情報提供を行うことにより、消費者の被害の未然防止を図ります。
【消費生活課】

参考指標

指 標	R5 年度
「食の安全 110 番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数	224 件

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数	30 回／年※1			
中学生・高校生等を対象とした講座等の開催回数	5 回／年			
関係団体等が開催するイベント等における県の取組や食の安全に関する普及啓発回数	5 回／年			

※1 集合開催の需要が減ったことに伴うもの。講習のオンライン化（動画資料の掲載等）を進め、受講者のすそ野を広げる。

2 正確で分かりやすい情報の提供

(1) 適正な食品表示の推進

食品表示は、消費者が食品を購入する際の重要な判断材料となるものであり、食品表示法(※)等の関係法令に基づいて、適正に行われなければなりません。

消費者に正確で分かりやすい食品表示とするため、食品関連事業者へ食品表示制度(※)に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、食品表示に対する監視指導を強化し、不適正な表示を排除することにより消費者の食品表示に対する信頼を確保します。

現状と課題

【食品関連事業者等への食品表示制度の知識普及等】

- 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑であることから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適正な表示が依然として見られます。

平成 29 年(2017 年)9月には食品表示基準の一部改正があり、経過措置期間を経て令和 4 年(2022 年)4月から、国内で製造された全ての加工食品についての重量割合 1 位の原材料の産地を表示することが義務化されました。

また、令和 5 年(2023 年)4月には「遺伝子組換え」に係る食品表示が厳格化され、令和 7 年(2025 年)4月からは「くるみ」のアレルギ表示が義務化されます。これらの制度改正を踏まえ、食品関連事業者を対象とした説明会等を実施し、新しい表示への移行が円滑に行われるよう知識の普及を図る必要があります。

特に、小規模の事業者等が製造した加工食品において、一部に食品表示制度の知識不足による不適正な表示が見受けられることから、小規模の事業所等への食品表示制度の普及・啓発や巡回指導を重点的に実施する必要があります。

【食品表示に対する監視指導の徹底】

- 食品表示の適正化を図るため、巡回調査や食品表示ウォッチャー(※)との連携による監視指導を行うとともに、事業者自らの表示適正化への意識向上を図る必要があることから、食品適正表示推進者(※)の設置を促進しています。

しかしながら、食品の不適正表示は依然として見受けられ、特に、産地偽装の問題は全国的に後を絶たない状況であるため、本県においても、引き続き事業者への監視指導の徹底が必要です。

- また、県民のボランティアによる食品表示ウォッチャーと連携し、引き続き食品販売店における食品表示状況の日常的な監視を行う必要があります。

具体的取組

① 食品関連事業者への食品表示制度の周知及び相談対応

- 食品表示制度の普及・啓発のため、食品関連事業者等を対象とした説明会等を必要に応じて開催し、事業者による適正表示を推進するとともに、事業所への食品適正表示推進者の設置を進め、自主的な適正表示への取組を促進します。
特に、小規模の事業者等に対し、食品の適正表示を推進するため、計画的な説明会の実施や研修状況の紹介、食品適正表示推進者の設置の促進を図ります。
【くらしの安全推進課】
- 「食の安全 110 番」において食品関連事業者等からの問い合わせや相談に対応し、食品表示に関する情報提供や助言を行います。
【くらしの安全推進課】
- 栄養成分表示について、適正な表示ができるよう、引続き食品関連事業者への指導や制度の周知徹底を行います。
【健康づくり推進課】

② 適正な食品表示を確保するための巡回調査・指導の実施

- 食品表示法に基づく適正表示を推進するため、食品表示の強化月間（夏期～年末）を設けるなどして、県庁内関係部局と連携し、巡回指導を実施します。
また、不適正表示についての改善指導後の確認作業を実施します。
特に、小規模事業者等を対象に、食品表示制度の普及・啓発や巡回指導を重点的に実施します。
【くらしの安全推進課】
- 「食の安全 110 番」や各保健所等において、食品表示に関する相談・苦情等を受け付け、食品関連事業者への調査・指導を行います。
【くらしの安全推進課・健康危機管理課・健康づくり推進課】
- 「熊本県産あさりを守り育てる条例」で義務付けられている水産物流通販売事業者が販売する際の熊本県産等あさに係る入出荷の記録等の書面の備付けについて、啓発・指導を行います。
【くらしの安全推進課】
- 食品衛生監視指導計画等に基づき、食品関連施設への立入調査を実施し、輸入食品、アレルギー等の検査を継続的に行い、不適正な表示を行う食品等事業者に対し改善指導等を行います。
【健康危機管理課】

- ボランティアで日常的なモニタリング活動を行う食品表示ウォッチャーと連携し、県民の視点からも食品表示の適正化に努めます。

【くらしの安全推進課】

- 適正な内容量の表示を確保するため、計量法に基づく立入検査を行うとともに、県内の消費者を計量モニターとして任命し、市場の監視を行います。

【産業技術センター】

③ 食品の偽装根絶のための情報収集と取締り

- 産地偽装 110 番を活用して広く県民に情報提供を呼びかけ、食品の偽装が疑われる情報を得た場合には、関係機関と連携し、事実の解明に努めるとともに、必要な措置を行います。

【くらしの安全推進課】



＜産地偽装 110 番 096-333-2739＞

- ・ 受付時間：平日の 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分まで
- ・ 受付情報：産地偽装に関する情報

- あさを始めとした農林水産物の買取調査を実施し、関係機関と連携のうえ、科学的分析を活用しながら、偽装根絶に繋がる端緒情報を収集します。

【くらしの安全推進課】

④ 消費者の理解促進

- 消費者教育の一環として、消費者の食品表示に関する基本的知識取得のため、消費者の要請に応じた県職員出前講座等を開催し、食品表示に対する意識の向上を図ります。

【くらしの安全推進課】

- 食品表示に関する知識と理解を深めてもらうための講習会や研修会を定期的で開催し、食品表示ウォッチャーの資質の向上を図ります。

【くらしの安全推進課】

参考指標

指 標	R5 年度
「食の安全 110 番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数（再掲）	224 件

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
出前講座・食品表示に係る説明会等の開催回数	30 回／年※1			
食品適正表示推進者講習会の受講者数	40 人／年※2			
事業者向け講習会等で食品表示方法について「理解できた」と回答した受講者の割合（受講者アンケート結果）	80%			
食品関連事業者講習会の参加人数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	2,000 人／年			
食品衛生監視指導計画に基づく監視率（再掲）	100%			
食品中のアレルゲンの検査検体数（延べ）（再掲）	16 検体／年			
小規模事業所への食品表示巡回調査・指導件数（延べ）	250 件／年			
食品関連事業者への監視指導施設数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	30 件／年			
あさり等、農林水産物の買取調査件数	5 件／年			
食品表示ウォッチャーの新規登録者数	120 人／年			
消費者講習会の参加人数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	600 人／年			

※1 集合開催の需要が減ったことに伴うもの。講習のオンライン化（動画資料の掲載等）を進め、受講者のすそ野を広げる。

※2 H17 年の講習開始以降、多くの店舗の従業員が受講を終えた現状を踏まえ、近年の受講状況にあわせて見直しを行った。（R5 までの累計（延べ）1,092 事業所 1,627 人）

＜食品表示に関する主な法律＞

法律等の名称	目的	主な内容
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保	・ 名称、原材料名、原料原産地名、内容量、食品添加物、消費期限又は賞味期限、保存方法、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造者（又は加工者）氏名又は名称及び製造所（又は加工所）所在地、アレルゲン、栄養成分表示 ・ 遺伝子組み換え食品に関する事項
不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護	品質・規格その他の内容について著しく優良と誤認される表示（優良誤認）、価格や取引条件について著しく有利であると誤認される表示（有利誤認）、その他、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認させる恐れのある表示の禁止
計量法	内容量の適正な表示	特定商品のうち、容器又は包装に密閉して販売する特定商品の正味量

食品表示は、食品の種類によって表示すべき項目が異なります。

例) 食品表示法に基づく表示項目

農産物



- ・ 名称
- ・ 原産地

畜産物



- ・ 名称
- ・ 原産地

水産物



- ・ 名称
- ・ 原産地
- ・ 解凍
- ・ 養殖

玄米及び精米



- ・ 名称
- ・ 原料玄米
- ・ 内容量
- ・ 精米時期等
- ・ 販売業者等

加工食品



- ・ 名称
- ・ 原材料名
- ・ 原料原産地名
- ・ 添加物
- ・ 内容量
- ・ 消費期限または賞味期限
- ・ 保存方法
- ・ 製造業者等
- ・ アレルゲンの表示
- ・ 栄養成分表示

(2) 的確な情報収集・提供の推進

食品の安全性に関する情報や県の施策等に関する情報については、県民の視点に立ち、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに、積極的な情報提供を通じて、施策に関する透明性と信頼性の向上を図ることが必要です。

消費者の信頼を確保するため、農林水産物の生産情報の公開等、食品関連事業者による自主的な取組を促進します。

現状と課題

【食品関連事業者による積極的な情報公開】

- 食品の安全性に対する消費者の関心が高い中、消費者の食の安全安心を確保するためには、その生産情報を積極的に提供する必要があり、本県では、農産物の生産履歴記帳の推進を図っています。
今後、水産物や林産物についても、生産履歴記帳の推進が必要です。
- 令和4年(2022年)2月、国の調査により本県の年間漁獲量を大幅に上回る数量のあさが熊本県産として販売されていることが判明し、熊本県産として販売されていたあさりの97%が外国産の可能性が高いと判定されました。これを受け本県では、熊本県産あさを適正に流通・販売する仕組みである「熊本モデル」を構築しました。純粋な県産あさりの産地偽装を抑止し、引き続き、県産あさを適切に流通・販売する取組が必要です。
- 食品関連事業者が自主回収に係る情報を県民へ提供する際、特に小規模事業者において、情報提供に要する経費が負担となる場合があることから、被害発生防止のためには、消費者への迅速な情報提供が必要です。
- 食品衛生法及び食品表示法の改正により、食品による健康被害の発生を防止するため、令和3年(2021年)6月に事業者が食品リコール(自主回収)を行う場合、県への届出が義務化されました。

【県による食の安全安心に関する情報の迅速な提供等】

- 食の安全安心に関する情報は、県ホームページやパンフレット等を通じて、県民に提供しています。
また、食品による健康被害の発生事例等については、被害拡大防止のために速やかに県ホームページに情報を掲載するなど迅速な対応を行っています。
- 「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」(※)により、各自治体間において食の安全安心に関する情報交換等を日頃から行い、連携を深め、危機発生時には迅速な対応を図っています。
- 食の安全安心に関する県民からの相談・苦情等については、県庁の「食の安全110番」や各保健所等で受け付けていますが、県庁と保健所等との間で情報共有を進め、効果的に活用する必要があります。

具体的取組

① 農林水産物の生産履歴記帳及びトレーサビリティシステムの普及の促進等

- 農業団体による生産履歴情報のデータベース化や集出荷記録の管理の徹底等、県産農産物のトレーサビリティシステムの普及を促進します。
- 農林水産物の生産履歴記帳の推進を図るため、生産者や各団体への情報提供等、普及啓発を行います。【農業技術課】
- 牛トレーサビリティ法に基づく家畜個体識別管理システムの適正な運用を図るため、畜産農家への指導及び支援を行います。【畜産課】
- 米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引記録の作成・保存及び消費者等への産地情報伝達の適正な実施を図るため、生産者や製造・加工、販売業者、外食店等の米穀事業者に対して、国と連携して普及・啓発や巡回指導を行います。【農産園芸課・くらしの安全推進課】
- 純粋な県産あさりの産地偽装を抑止し、安全・安心なあさを消費者に届けるため、県産あさを適正に流通・販売する仕組みを運用します。【水産振興課】
- トラフグ、マダイ、ブリ、シマアジ及びクルマエビ等養殖業者の認証制度について、引き続き周知を図り、国の生産情報公表JAS規格やGAP制度を考慮しながら、本県認証体制の充実を図ります。【水産振興課】

② 食品関連事業者による自主的な情報提供の促進

- 食品関連事業者からの県への協力依頼に基づき、県内の食品関連施設で製造された食品の自主回収情報について、必要に応じて県ホームページ等で県民に提供します。【健康危機管理課】
- 食品の自主回収のうち、病原微生物に汚染され、または異物の混入により人の健康を損なうおそれのあるものやアレルギー表示の欠落等、食品衛生法及び食品表示法違反またはそのおそれがあるものについては、健康被害の発生や拡大を防止するため、県への届出が必要となりました。届出された情報は、厚生労働省へ報告し、国のシステムで一元的に管理され、消費者へ公表されます。【健康危機管理課】
- セミナー等における消費者との相互交流を通じて、食品の安全性に関する食品関連事業者の自主的な情報提供の促進を図ります。【くらしの安全推進課】

③ 県の施策等に関する情報提供

- 県が行う食品検査や食品表示調査等の結果については、県ホームページを通じて定期的に公表します。【くらしの安全推進課】
- 食品による健康被害の発生事例等については、被害拡大防止のために速やかに県ホームページや報道機関による正確な情報提供を行います。【健康危機管理課】

④ 他の機関等からの情報収集と提供

- 厚生労働省や農林水産省、消費者庁や内閣府食品安全委員会などの国の機関や、他の自治体から食の安全に関する情報を広く収集し、県ホームページや市町村食の安全安心メールネットワークシステム等を通じて、積極的に県民に提供します。【くらしの安全推進課】
- 危機発生時の県民への迅速かつ正確な情報提供のため、「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」などにより、他の自治体との連携を図ります。【くらしの安全推進課】
- 県庁の「食の安全110番」や各保健所等に寄せられた相談・苦情等について、情報の共有を進め迅速な対応に努めます。【くらしの安全推進課】

成果指標

指 標	R5 年度	目 標 値			
		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ・クルマエビ等養殖業者の認証率（再掲）	37%	39%	41%	44%	46%
農場 HACCAP 認証農場数（再掲）	11 戸	11 戸	11 戸	12 戸	12 戸
国際水準 GAP 指導員養成数(再掲)	261 人	280 人	300 人	310 人	320 人

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数(再掲)	30 回／年			
食の安全安心ポータルサイトの更新回数	24 回／年（1 回／2 週間）※1			
食品検査結果の公表回数	12 回／年			
市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数	12 件／年			

※1 食の安全安心ポータルサイトの作成に伴い指標を変更するもの。定期的な情報提供を行う。

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

(1) リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進

食品の安全性の確保を的確に進めるためには、消費者や食品関連事業者、行政等の関係者間で、情報や意見の交換を行い、信頼関係を築くことが重要であり、相互理解に基づいた関係者間の連携した取組を今後さらに進めていく必要があります。

現状と課題

【食品の安全性に関する情報共有や相互理解】

- 食品に対する不安感は、食品の安全性そのものに対してのみならず、消費者や食品を提供する側の食品関連事業者、規制や監視指導等を行う行政等、関係者間の情報共有や相互理解の不足にもよる部分もあると考えられます。
- 食の安全安心確保のためには、食品には一定のリスクが存在することを前提に消費者や食品関連事業者、行政等の関係者が情報を共有して意思疎通を図り、信頼関係に基づく相互理解を深めていくこと、すなわち「リスクコミュニケーション」の促進が重要です。
- 本県では、食の生産から消費に至る各段階の関係団体と学識経験者で構成する「くまもと食の安全安心県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置し、毎年度、食の安全セミナーを開催するなどして、関係者間のリスクコミュニケーションを行っています。

具体的取組

① 行政、食品関連事業者及び消費者等による意見交換の促進

- 食の安全安心に関する食品関連事業者、消費者及び行政の関係者間の意見交換を行うため、引き続き県民会議等を定期的で開催します。
【くらしの安全推進課】
- 食品表示や食品添加物、食品関連事業者のコンプライアンス等、消費者等の関心が高いテーマを設定した食の安全セミナー等を開催し、情報の提供や意見交換を行います。
【くらしの安全推進課】

○ 県民向けの出前講座や研修会等を積極的に開催し、食の安全安心確保に関する取組などを分かりやすく県民に伝えます。 【くらしの安全推進課】

○ リスクコミュニケーションとして、食品関連事業者、消費者及び行政の関係者が意見交換を行い、食品衛生の普及啓発や食品の安全性に関する情報提供を行います。 【健康危機管理課】

② 食品関連事業者と消費者による取組の促進

○ 県民会議の構成団体間でイベント情報や取組内容、人材情報等を共有し、食品関連事業者と消費者がそれぞれの取組に活用するなど、連携した取組を促進します。 【くらしの安全推進課】

○ また、県民会議の構成団体と連携し、食の安全安心の普及・啓発用資料等の作成・活用を行います。 【くらしの安全推進課】

参考指標

指 標	R5 年度
販売されている食品に不安を感じる県民の割合 (県民アンケート調査結果)	42.7%

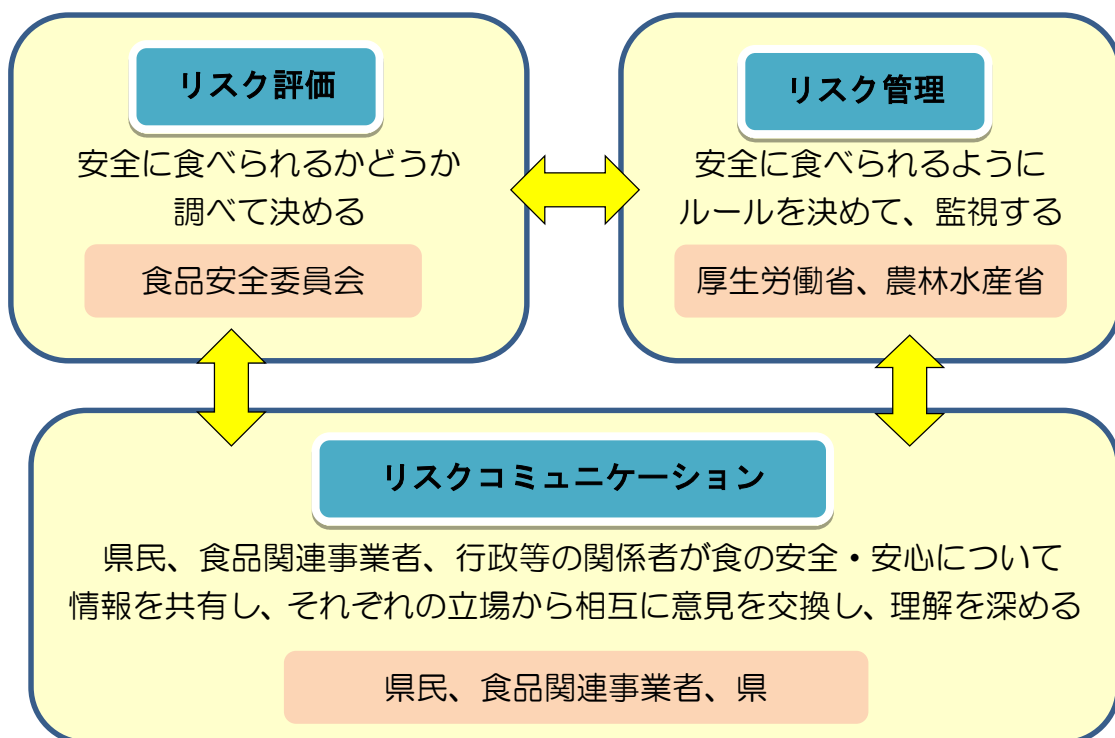
活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数 (再掲)	30 回／年			
消費者と食品等事業者とのリスクコミュニケーションの実施	11 回／年※1			
くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数	2 回／年			

※1 一日食品衛生監視員事業のみならず、リスクコミュニケーションとして幅広く事業を実施できるようにしたもの。

食の安全確保のための「リスク分析」とは

食品に含まれる危害要因が健康に及ぼす悪影響について、その発生を防止し、またはそのリスクを最小限にするための考え方であり、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つの要素からなります。



【リスクコミュニケーションの重要性】

食品の安全性を考える際に、県民、食品関連事業者、行政等の関係者間で、それぞれの立場や経験、知識等の違いにより、リスクの捉え方が大きく異なります。

どんな食品にも、食べ方や量によっては多少のリスクがあることを前提としたうえで、関係者が意見交換を行い、相互理解を深めることにより、関係者の意見を反映した食の安全確保のための適切な取組を講じることが出来ます。

(2) 消費者等の意見の反映

食の安全安心に関する県民ニーズを把握し、県民参加を進めていくためには、日頃から消費者や食品関連事業者等の関係者の意見を広く集め、施策に反映させるための仕組みづくりが必要です。

現状と課題

【消費者や食品関連事業者等からの意見の聴取及び施策への反映】

- 食の安全に関する県民からの相談・苦情等は、県庁の「食の安全 110 番」や各保健所等で受け付けています。
- 県民会議や食の安全セミナー等の開催を通じて、県民からの食の安全に関する意見を聴取していますが、多くの意見を聴取するために、地域や小規模での開催など開催手法についての工夫が必要です。
- 県民にとってより身近な公的機関である地域振興局や市町村を通じた意見の収集及び相談対応の方策を検討する必要があります。
- 消費者の意見を反映するための前提として、行政や食品関連事業者が消費者に対し食の安全に関する正確な情報を提供するとともに、消費者自らが食の安全に関する知識と理解を深め、その知識と理解をもとに、適正に判断し意見を表明する必要があります。

具体的取組

① くまもと食の安全安心県民会議の運営

- 県民会議を定期的に行い、食の生産から製造・加工、流通・販売及び消費に至る各段階における県民の意見を幅広く集め、食の安全安心確保に関する施策に反映させます。

【くらしの安全推進課】



② 県民からの相談・苦情等への対応

- 県庁の「食の安全 110 番」や各保健所等において、県民からの食の安全に関する相談・苦情等を受け付け、必要な調査等、適切な対応を行います。
また、「食の安全 110 番」の相談受付状況等については、県ホームページに掲載します。

【くらしの安全推進課】

③ 地域振興局や関係団体等を通じた意見の収集

- 消費者団体や生産者団体等の関係団体等が開催する食の安全安心に関する講習会等へ県職員を派遣し、県民の意見を収集します。
【くらしの安全推進課】
- 食の安全セミナーや出前講座等の開催を通して、地域における県民の意見を聴取します。
【くらしの安全推進課】

参考指標

指 標	R5 年度
「食の安全 110 番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数（再掲）	224 件

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数（再掲）	2 回／年			
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数（再掲）	30 回／年			

(3) 食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成

県民が、安全な食品を自ら選び、食することができる力を身につけられるよう、食育を通じて、食の安全安心についての知識と理解を深めます。
また、地産地消の取組や都市と農村の交流等を通じて、消費者と生産者等の食品関連事業者との信頼関係を築き、農林水産業への理解を深めます。

現状と課題

【食の安全安心につながる食育の推進】

- 消費者は、食の安全安心に関する知識と理解を深め、安全な食品を購入するといった消費行動を通して、行政の施策や食品関連事業者の取組を促すことが必要です。
- 県民一人ひとりが食に対する正しい知識や食習慣を身につけ、健全で豊かな食生活を送る能力を育むため、令和6年（2024年）3月に「第4次熊本県健康食生活・食育推進計画」を策定しました。この計画に基づき、子どもの頃から生涯を通じて食の安全性に関する知識と理解を深め、安全な食品を自ら選び、食することができる力を身につけるための取組を進めています。
- 食の安全安心について、より理解を深めてもらうため、体験型学習やイベントの開催等、県民への学習機会の提供が必要です。

【農林水産業への理解と共感の醸成】

- 消費者の食に対する不安感が高い背景には、農林水産業への理解が十分でなかったり、消費者と生産者の相互理解に基づく信頼関係が不足していたりすることが、その一因になっていると考えられます。
- 地元でとれた農林水産物を地元で消費する地産地消の取組や、体験活動を通じた都市と農山漁村の交流は、消費者と生産者等の食品関連事業者との相互理解を深め、信頼関係を築くことにもつながるため、そのような取組を引き続き進めることが重要です。
- 消費者と生産者、都市と農山漁村が強い絆で結びつき、水田や森林、海が持つ多面的機能や食料供給機能等について、県民が理解し、農林水産業や農山漁村を県民の共通財産として守っていく必要があります。

具体的取組

① 食の安全安心につながる食育の普及啓発

- 各種イベントや体験型学習等の食に関する学習の機会を提供し、県民の食への理解を深めます。【くらしの安全推進課】
- 自主的な学習に取り組む学校PTAや地域団体等の要請に基づき、県職員出前講座や研修会を実施し、県民のニーズに応じた学習機会の場を提供します。【くらしの安全推進課】
- 中学生や高校生に対して食品衛生や食品表示等に関する講座を開催し、食の安全に関する知識の習得を促進します。【くらしの安全推進課】
- 熊本県民食生活指針を活用し、県民のライフステージの特性に応じた情報を提供します。【健康づくり推進課】
- 県内市町村の食育推進計画策定を支援し、地域における食育の推進を図ります。【健康づくり推進課】

② 地産地消や都市と農山漁村の交流の促進

- ホームページ「熊本県地産地消サイト」での情報発信や地産地消協力店の指定を行うとともに、地産地消イベントの開催等、消費者、生産者相互の「顔の見える関係」づくりを進めます。【流通アグリビジネス課】
- 食と農、文化、環境、健康等の分野で知識や人脈を持つ生産者、消費者、学識経験者等から構成される組織の活動支援等を通じて、地産地消を促進します。【流通アグリビジネス課】
- 各地域で郷土の伝統料理等について卓越した知識、経験、技術等を有し、伝承活動等に取り組んでいる「くまもとふるさと食の名人」の活動を通じて県民の食への理解を促進します。【むらづくり課】
- 農山漁村における活発な地域活動の継続的な展開とその情報発信を強化し、都市住民等との滞在型・体験型の交流を促進します。【むらづくり課】
- 稚魚放流や地引き網漁業の体験を通じ、漁業へ触れ合う機会を増やすことにより、県民の理解と関心を深めます。【水産振興課】

成果指標

指 標	R5 年度	目 標 値			
		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食育の考え方や内容を知り、日常生活の中に生かしている県民の割合(県民アンケート調査結果)	41.8%	50%			

参考指標

指 標	R5 年度
地産地消に関心があり、県産農林水産物を購入するようにしている県民の割合 (県民アンケート調査結果)	41.1%

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
中学生・高校生等を対象とした講座等の開催回数(再掲)	5 回／年			

(4) 食の安全安心確保のための取組等に関する情報発信

消費者の県内の食品に対する信頼を確保するためには、県や関係団体が行う食の安全安心確保に向けた取組についての理解を深めることや正確な情報を得ることが重要であることから、その取組や食の安全安心に関する正確な情報について積極的に発信します。

現状と課題

【積極的な情報発信の必要性】

- 全国的に大きく報道される事件や県内に影響を及ぼす事件が後を絶たず、県民の食の安全安心に対する関心は高まっています。
一方で、食品に係る制度は目まぐるしく変化し、SNS 上などには食に関する科学的根拠に乏しい情報が溢れています。
これらの状況を踏まえ、食の生産から消費に至る各段階の関係団体や県の食の安全安心確保に向けた取組について情報発信し、日頃から消費者の理解を深め、県内で流通する食品に対する信頼を確保するとともに、食の安全安心に関する情報の収集し、県民に正確な情報を広く速やかに提供するなど、積極的に情報を発信する仕組みづくりが必要です。

【各種認証制度等の認知度向上】

- 本県では、食の安全安心に関連する生産物の認証や店舗の登録等の制度をつくり、その普及に取り組んでいます。
その制度を普及・定着させるためには、各種認証制度等の信頼性を高めることはもとより、県内外の消費者に各種認証制度等を理解してもらい、その認知度を向上させる必要があります。

具体的取組

① 食の安全安心に係る積極的な情報発信の推進

- 本計画に基づく県の取組について、県のホームページやセミナー等において積極的に情報を発信します。【くらしの安全推進課】
- 県民会議の各構成団体や市町村と県との連携を図るとともに、イベントの機会やホームページなどを活用し、県内の取組について効果的な情報発信を行います。【くらしの安全推進課】
- 食の安全安心に係る情報に県民が広く触れることができるよう、ポータルサイトを整備・運営します。【くらしの安全推進課】

熊本県 食の安全安心ポータルサイト



で検索

② 各種認証制度等の認知度向上

- 食の安全安心に関連する県の農林水産物の各種認証・登録制度等の充実と適正な運用を図るとともに、消費者や食品関連事業者に対しPR活動を行います。
- また、各種認証制度等のPR活動を通して、県内産の農林水産物やその加工品の信頼確保に努めます。

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食の安全安心ポータルサイトの更新回数 (再掲)	24 回／年 (1 回／2 週間)			
関係団体等が開催するイベント等における 県の取組や食の安全に関する普及啓発回数 (再掲)	5 回／年			

<食の安全安心に関連する各種認証・登録制度等>

制度（取組）名	マーク	制度（取組）内容	認証等
くまもとグリーン農業		土づくりを基本として、慣行農法に比べて化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境にやさしい農業	生産宣言 (県)
熊本型特別栽培農産物 (有作くん)		化学肥料と化学合成農薬が慣行の50%以上減、肥料の総使用量が規定以下で栽培された農産物	県が認証
みどり認定(※)		土づくりと減化学肥料・減農薬、温室効果ガスの排出量削減等の取組	県が 計画を認定

制度（取組）名	マーク	制度（取組）内容	認証等
熊本県 適正養殖業者認証制度		マダイ、ブリ、トラフグ、シマアジ及びクルマエビ等を適正な方法で養殖し、その魚の安全性を証明できる養殖業者を認証	熊本県漁業協同組合連合会と県が認証
原木栽培しいたけ		「原木栽培しいたけ」は本県の代表的な特用林産物であり、クヌギ等の地域森林資源が有効に利用されるため、原木による栽培方法を推奨。害菌等の防除にあたって、栽培環境改善などを主体とした対策を指導	推奨
熊本県 食品適正表示推進者制度		食品関連事業所における食品の適正表示及び消費者への正確な情報提供を担う食品適正表示推進者を設置する制度	県が登録
有機 JAS	 認定機関名 認定番号	化学肥料や化学合成農薬は原則使用しない等の有機 J A S 規格に定められた基準により生産された食品	国から認定を受けた組織（登録認定機関）が認定

4 食の安全安心確保のための体制の充実

(1) 食の安全安心確保のための取組の総合的推進

食の安全安心に関する施策の総合的な推進のため、県庁内関係部局とのより一層の連携、情報共有を行います。
また、国や関係機関等との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を図ります。

現状と課題

【施策の総合的推進のための県庁内体制整備の必要性】

- 本県では、知事を会長とする「熊本県食の安全対策会議(※)」(以下「対策会議」という。)を設置し、県庁内関係部局が連携しながら食の安全安心確保に関する取組を推進していますが、依然として、食品の安全性に対する消費者の信頼を揺るがす問題が後を絶たず、関係機関等との連携強化や取組の総合的推進を図る必要があります。
- 食の安全安心確保のためには、生産から消費に至るまでさまざまな取組が必要であり、県庁内においても多くの関係課がそれぞれに応じた取組を実施していますが、一体となって効果的に施策を推進するためには、県庁内の総合的な連絡・調整が必要です。

【食品流通の広域化等への対応】

- 食品流通の広域化に伴い、食中毒等の食品の事件・事故、違反食品の流通等の問題が発生した場合、その関係自治体は複数に及ぶことが増えています。県庁内における連携はもとより、関係自治体間の迅速な連携や情報共有が重要です。
- また、自治体だけでは解決できない問題に関しては、必要な対応について国へ働きかけるとともに、情報の収集や連絡調整が必要です。

具体的取組

① 県庁内関係部局の連携強化

- 対策会議を中心に、県庁内関係部局の横断的な体制を整備し、連携強化と情報共有化を図り、食の安全安心の確保に関する施策を総合的、計画的に推進します。
【くらしの安全推進課】
- くらしの安全推進課を食の安全安心確保対策に関する県庁内の総合調整窓口とし、関係各課が連携して円滑な施策の推進を図ります。
【くらしの安全推進課】

② 国、市町村及び関係機関等との連携

- 厚生労働省や農林水産省、消費者庁、内閣府食品安全委員会等の国の機関や他自治体等との連携を図り、情報の収集と提供に努めます。
食の安全安心の確保を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国に対し積極的な提案や要請を行います。【くらしの安全推進課】
- また、「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」などを活用し、日頃から他自治体との連携を図ります。【くらしの安全推進課】
- 県内の市町村に対しては、メールによるネットワークを活用し、食の安全安心に関する情報の交換を行います。【くらしの安全推進課】
- 県民会議において、食品関連事業者、消費者及び行政等が情報・意見交換を行い、食の安全安心の確保に向けて、それぞれの役割に応じた取組や関係者が連携・協働した取組を促進します。【くらしの安全推進課】
- 不適正な食品表示に関する監視を強化するため、九州農政局、県、県警察本部、熊本市及び（独）農林水産消費安全技術センターで構成する「熊本県食品表示監視協議会」において、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行うことで関係機関の連携強化を図ります。【くらしの安全推進課】

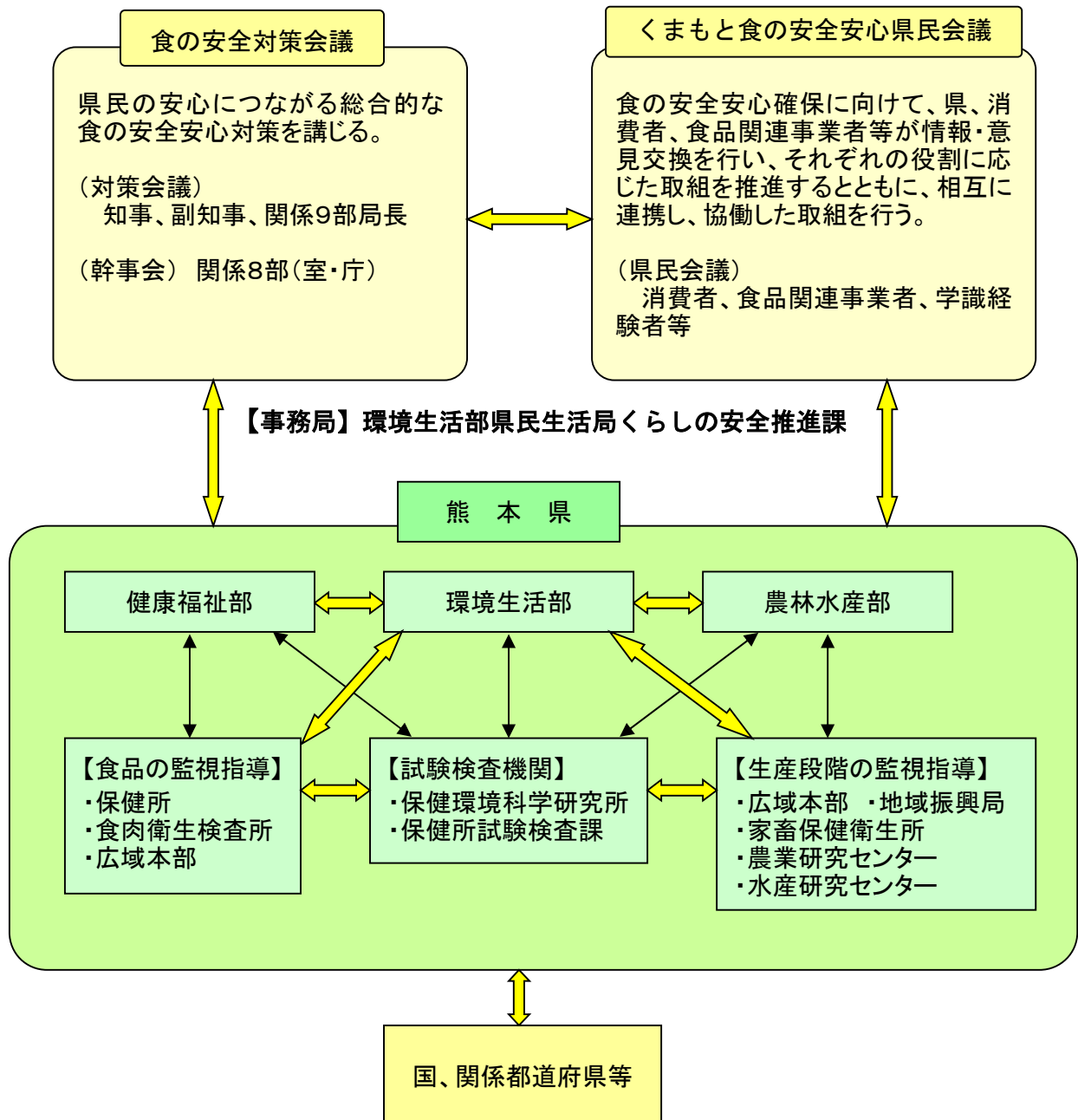
参考指標

指 標	R5 年度
食の安全対策会議及び幹事会の開催回数	1 回

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
九州・山口地域食の安全安心連携会議、食品安全セミナー等への出席回数	3 回／年			
市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数（再掲）	12 件／年			
くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数（再掲）	2 回／年			

食の安全安心のための連携体制図



↔ 連携・協力

→ 指示・報告

(2) 食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成

食の安全を確保するためには、生産から流通・販売に至る各段階における行政による監視指導の徹底や地域におけるリスクコミュニケーション活動等が重要です。

今後もこれらの取組を確実に行的っていくため、行政職員の資質の向上及び連携強化や食品の安全性に関する専門的知識を持つ地域の人材の育成に努めます。

現状と課題

【関係職員の情勢に対応した知識の習得】

- 県では、生産から流通・販売に至る各段階において、関係法令や条例等に基づき、一貫した監視指導を実施しています。

＜食品の生産から流通に至る各段階における県の監視指導＞

生産段階	製造・加工段階	流通・販売段階
【農林水産部】 ・農薬取締法に基づく農薬の販売、使用に対する監視指導 ・動物用医薬品及び水産用医薬品の販売、使用の監視指導	【健康福祉部】 ・適正表示の指導（食品表示法） ・衛生上の基準の遵守等、施設の監視指導 【環境生活部、農林水産部】 ・適正表示の指導（食品表示法） 【商工労働部】 ・適正表示の指導（計量法）	【健康福祉部】 ・適正表示の指導（食品表示法） ・食品衛生法に基づく流通食品の検査・監視等 【環境生活部、農林水産部】 ・適正表示の指導（食品表示法） 【商工労働部】 ・適正表示の指導（計量法）

- 食品関連事業者に対する指導や食品関係施設における監視等にあたっては、それぞれの分野における専門的な知識が要求されることから、関係職員は状況変化に対応した最新の知識の習得が必要不可欠です。

【地域における食の安全に関する専門知識を持つ人材の育成】

- 食の安全安心確保のためには、消費者や食品関連事業者、行政等の関係者間におけるリスクコミュニケーションが重要ですが、地域におけるリスクコミュニケーションを実施する上で、関係者間の橋渡しができる食の安全に関する正しい知識を有する人材が不足していることから、専門知識を有する人材の育成が必要です。

具体的取組

① 食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上

- 食品衛生法に基づき、食品関連施設の立入調査や衛生指導（HACCP関連を含む）を行う食品衛生監視員や、食品表示法に基づき食品表示についての調査や指導を行う職員に対して研修を実施し、関係職員の資質向上を図ります。
【健康危機管理課、くらしの安全推進課】

② 食の安全に係る専門知識を持つ人材の育成

- 農薬指導士や農薬適正使用推進員の認定を通じて、生産段階における農薬の安全使用や適正販売の確保、地域における農薬適正使用の推進を図ります。
【農業技術課】
- 食品表示の日常的なモニタリング活動を行う食品表示ウォッチャーや、食品関連事業所における自主的な適正表示を担う食品適正表示推進者に対して、食品表示に関する知識と理解を深めてもらうための講習会や研修会を開催し、資質の向上を図ります。
【くらしの安全推進課】
- 食品関連学科の生徒等の食の安全に興味関心のある高校生等に対し、食品表示等の食の安全に関する出前講座等を実施することにより、将来の食品関連事業従事者への知識の普及を図ります。
【くらしの安全推進課】
- 地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、内閣府食品安全委員会等の関係機関と連携しながら、食の安全セミナー等の開催を通じて、専門知識を有するリスクコミュニケーターを育成します。
【くらしの安全推進課】

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食品衛生業務に従事する関係職員に対する研修会の実施	2 回／年			
農薬指導士養成研修の開催回数	1 回／年			
食品表示ウォッチャーの新規登録者数（再掲）	120 人／年			
食品適正表示推進者講習会の受講者数（再掲）	40 人／年			

(3) 食の安全安心確保のための技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持

食品をとりまく状況の変化に迅速・的確に対応し、科学的知見に基づく食品の安全性の確保を図るため、研究開発の推進やその成果の普及を行う必要があります。

また、関係法令に基づく食品検査の効率的な実施が今後も求められます。

現状と課題

【科学的知見に基づく食品の安全性の確保】

- 安全安心な農水産物や環境に配慮した農作物を生産するために、技術の研究開発とその普及が必要です。
- 県内で採取されるあさりなどの二枚貝の貝毒による健康被害を防ぐため、正確かつ迅速な検査手法による貝毒モニタリング調査が必要です。

【効率的な食品検査の実施及び食品検査体制の充実】

- 本県では、ポジティブリスト制の導入に対応するため、生産から流通に至る各段階における食品検査を県保健環境科学研究所に一元化して行っています。
多種類の農薬を効率よく測定する検査技術として、農薬等の検査分析方法の研究開発を行い、従来は約1週間を要していた検査時間が、現在では3日間程度となっています。
今後もこれらの検査体制を維持し、効率的な食品検査を実施することが必要です。
- 平成23年(2011年)3月に、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質による汚染の問題が発生しました。
食品の安全性を確保するため、放射性物質による食品の汚染を検査する必要がある場合に迅速に対応できるよう、放射性物質検査を実施する体制を維持する必要があります。

具体的取組

① 安全安心な農水産物の生産や加工を支える技術の研究開発と普及・支援

- 県農業研究センターでは、安全安心な農産物を生産するために、農薬の使用量や散布回数を削減した病害虫の総合防除技術及び環境への負荷軽減と土壌生産性の維持を両立した施肥並びに土壌管理技術の研究開発を行います。
【農業研究センター】
- 県水産研究センターでは、安全安心な水産物及び水産加工品を提供するために、オープンラボトリー（開放型研究施設）を開設し、生産者及び加工業者による水産食品の衛生管理に必要な検査の支援や普及に取り組みます。
【水産研究センター】

② 食品検査手法の開発及び食品検査体制の堅持

- 県水産研究センターでは、貝毒による被害を未然に防ぐため、エライザ法(※)による貝毒力早期モニタリング及び公定法による検査体制を維持し、正確かつ迅速な検査を実施します。
【水産研究センター】
- 県保健環境科学研究所では、残留農薬等の検査において、多種類の農薬等を効率よく測定する検査技術の研究開発を行い、正確かつ迅速な食品検査を実施しています。今後も、これらの検査体制を維持します。
また、研究開発した食品検査技術を活かし、民間における食品の検査実施の支援を行います。
【くらしの安全推進課】
- 県保健環境科学研究所や保健所試験検査課、食肉衛生検査所の食品衛生検査施設における検査精度を維持するため、精度管理(※)及び定期的な内部点検を実施します。
【健康危機管理課】
- 放射性物質による食品の汚染を検査する必要がある場合に備え、放射性物質の検査体制を維持します。
【健康危機管理課】

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
検査が可能な農薬等の種類	600 種類			
検査対象とする農林水産物の種類	20 種類			
食品検査施設に対する内部点検の実施	1 回／年			

県保健環境科学研究所の食品検査の流れ



(4) 食に関する問題発生時の対応

県民の食の安全安心を確保するために、さまざまな施策を講じていますが、食品流通の広域化、複雑化などにより、食品に関する不測の事態が発生する可能性が高まっています。

このような事態に迅速に対応し、被害の未然防止や拡大防止を図るため、訓練の実施や関係機関との連携強化など、平時からの備えが必要です。

現状と課題

【早急な原因究明や被害の拡大・再発防止】

- 食に関する問題が発生した場合には、「食の安全安心に関する危機管理要項」や具体的対応を定めた各種マニュアル等により対応しています。
- 特に、健康被害の発生が想定される場合には、「健康危機管理マニュアル」の活用等、健康危機管理課を事務局とする健康危機管理システムにおいて迅速な対応を図っており、保健所や県保健環境科学研究所も含め、早急な原因究明や被害の拡大防止、再発防止に努めています。
- 悪性家畜伝染病(※)の発生に備え、熊本県家畜伝染病防疫対策要綱及び疾病毎の防疫対策マニュアルにより、組織体制や対応方針を定めており、迅速かつ的確な防疫対策を実施し、食の安全確保に努めます。

【県庁内の連携強化及び県民への正確・迅速な情報の提供】

- 食の安全安心に関する施策の総合的な推進のため、県庁内に知事を会長とする対策会議を設置しています。問題が発生した場合は、対策会議を中心に、くらしの安全推進課が窓口として、県庁内の連絡調整や県民への情報提供を行っています。
なお、健康危機に関する情報については、並行して健康危機管理課が窓口として、県庁内関係部局や県民への情報提供を行っています。
- 平成 23 年(2011 年)3月に、東日本大震災で被災した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質による汚染が発生し、食品の安全性への不安が全国的に広がりました。このような不測の事態の発生に迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から、県庁内関係部局や関係機関との情報交換を行うなど、関係者間の連携を密にするとともに、訓練の実施や危機管理体制のマニュアル等の検証等、関係者の危機管理意識を高めることが必要です。
- 問題発生時に各県間の情報共有を迅速かつ的確に行うための 24 時間体制の連絡網として、「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」が平成 17 年(2005 年)8月に全国で初めて整備され、情報伝達・共有の具体的な手順や方法等を示す危機発生時のマニュアルも作成されています。

- 問題発生時には、関係部局の緊急対応はもちろんですが、県民に必要な情報を速やかに提供することで、被害の未然防止や拡大防止を図るとともに、風評等により県民が不安や混乱を招くことのないようにすることが重要です。

具体的取組

① 問題発生時の迅速かつ的確な対応

- 食に関する問題が発生した場合は、対策会議を招集し、県庁内部局連携により必要な対策を講じます。
発生した危機に関する相談窓口や広報窓口等を速やかに設置するなど、県民に対し正確で迅速な情報提供を行う体制を整えます。【くらしの安全推進課】
- 健康被害の発生が想定される場合、または発生した場合は、健康危機管理マニュアルに基づき迅速な対応を図り、保健所や県保健環境科学研究所も含め、早急な原因究明や被害の拡大防止、再発防止に努めます。
【健康危機管理課】
- 県内で悪性家畜伝染病が発生した場合は、熊本県家畜伝染病防疫対策要綱に基づき、家畜伝染病対策本部を設置し、早期清浄化及びまん延防止対策を図ります。
また、疾病毎の防疫対策マニュアルに基づき、迅速かつ的確な防疫措置を講じます。
更に、風評被害防止対策として、消費者が家畜伝染病について正しい知識を持つための正確な情報を提供します。【畜産課】
- 食に関する問題について県民から情報提供がなされた場合は、関係法令または条例に基づき、速やかに必要な調査や対策を行います。
- 日頃から職員の危機管理意識を高め、問題発生時に迅速・的確に対応するため、マニュアルに沿った情報伝達を、県庁内において実施します。
- 「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」を通じ、各県との情報共有を行うとともに、危機発生時の迅速かつ円滑な情報の伝達を図るため、定期的に情報伝達訓練を実施します。【くらしの安全推進課】

② 県民への正確で迅速な情報提供・相談対応

- 県ホームページ等の活用やマスコミを通じて、正確な情報を迅速に県民へ提供することにより、健康被害や風評被害の発生を防止し、消費者の不安感の解消につなげます。
- 「食の安全 110 番」等に寄せられる県民からの相談や問い合わせなどに、正確で分かりやすい説明により対応します。【くらしの安全推進課】

参考指標

指 標	R5 年度
食の安全対策会議及び幹事会の開催回数（再掲）	1 回

活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食の安全安心ポータルサイトの更新回数（再掲）	24 回／年（1 回／2 週間）			

(5) 大規模災害等発生時の食の安全安心の確保

大規模災害(※)が発生した場合は、ライフラインの破壊等により、生活に必要な水や電気、ガスの確保が困難となり、衛生環境の悪化により食中毒が発生しやすい状況になります。避難所等で食中毒が発生すると、集団生活が行われていることから、大規模な被害発生が見込まれます。

また、食物アレルギーをもつ方など食の要支援者は、避難所で提供される食事を摂ることができない状況が想定されます。

災害発生時には、迅速に関係機関と連携を図り、食中毒等の健康被害の防止措置を講じることが必要です。

現状と課題

【災害時の食による健康被害防止体制の整備・被害拡大の防止】

- 平成 28 年(2016 年)4月に発生した熊本地震では、一部の避難所において食中毒が発生しました。このような事案を防ぐために、熊本地震後に策定された「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」に基づき、災害発生時には、迅速に感染症対策及び食中毒対策を行う必要があります。
- 食中毒が発生した場合には、被害拡大防止等の措置を講じ、併せて迅速な原因究明を行い、関係機関と連携し被害の拡大防止及び再発防止が必要です。
- 令和 2 年 7 月豪雨における災害対応では、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」に基づき、迅速な食中毒対策を実施したことにより、避難所や炊き出しによる食中毒は発生しませんでした。
- 災害時には、食物アレルギーをもつ方や高齢者、乳幼児等、通常の食事を摂ることが困難な食の要支援者に対し、特殊栄養食品の提供や必要な助言を行う等の対応が求められます。また、食の要支援者に必要な食品（例：乳児用ミルクやアレルギー対応食、そしゃくえん下困難者用の食品など）は災害時に入手しづらいため、住民自ら必要性を認識し、備蓄しておくことが必要です。

【食の安全に関する必要な情報の迅速な提供】

- 健康被害の拡大防止や風評による混乱を避けるため、県民に必要な情報を迅速かつ正確に提供することが重要です。

具体的取組

① 食中毒など食による健康被害防止体制の整備及び被害拡大防止等の対策

- 避難所等の集団生活においては、感染症や食中毒が大規模に発生しやすいため、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」に基づき、速やかに感染症対策及び食中毒対策を実施します。【健康危機管理課】
- 避難所で提供される弁当や炊き出しなどによる食中毒発生を防止するため関係機関と連携して弁当製造施設や炊き出し現場等への巡回指導を実施します。【健康危機管理課】
- 災害発生時に食に関する配慮が必要な方（食物アレルギーを持つ方や乳幼児等）が適切な食事をとれるよう、市町村と連携して必要な備蓄等を進めるとともに、市町村が行う避難所等における食の支援に対して助言・指導を実施します。【健康づくり推進課】

② 食の安全に関する必要な情報の迅速な提供

- 避難されている方や避難所管理者に対して、食中毒や食品衛生に関する注意喚起を行うため、チラシやホームページ、テレビ、ラジオ等による啓発を実施します。
また、正しい手洗いや手指消毒方法について、徐々に県民への浸透も見られることから、引き続きパンフレット等を避難所へ配布するなどの取組を実施します。【健康危機管理課】
- 避難所等で食中毒が発生した場合は、食中毒処理要領や食中毒調査マニュアルに基づき迅速に調査の上、早急な原因究明及び被害拡大防止を図り、併せて県民や関係機関に食中毒発生情報を提供して注意喚起を図ります。【健康危機管理課】

資 料

- 食品供給行程ごとの具体的取組み・・・・・・・・・・ 1
- 第5次食の安全安心推進計画に掲げる評価指標及び
参考指標の実績一覧・・・・・・・・・・ 3
- 食の安全安心に係る県民アンケート調査結果・・・・・・・・ 5
- くまもと食の安全安心県民会議規約・・・・・・・・・・ 8
- 熊本県食の安全対策会議設置要綱・・・・・・・・・・ 10
- くまもと食の安全安心のための基本方針・・・・・・・・ 14
- 熊本県食の安全安心推進条例・・・・・・・・・・ 19
- 用語解説(50音順)・・・・・・・・・・ 25
- 食の安全安心に関する担当部署一覧・・・・・・・・ 37

食品供給行程ごとの具体的取組

基本的 施策	施策項目等	生産段階	製造・加工段階	流通・販売段階	消費段階
1	生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保	食品関連事業者(生産者、製造・加工業者、流通・販売業者)による取組	・農薬等の適正使用の普及・・・農薬指導士の設置、農業団体と連携した「農薬安全対策協議会」の開催等 ・動物用医薬品の適正使用の促進・・・動物用医薬品の適正使用に係る研修会の開催、獣医師・農家への実態調査及び適正使用の指導 ・農林水産物の生産履歴の記載及び自主検査等の促進・・・農家の生産履歴記載の推進、適正養殖業者認証制度の周知等 ・GAP(農業生産工程管理)の推進・・・GAP取組の普及・拡大、GAP指導員養成研修会の開催等	・食品関連事業者の自主衛生管理体制の強化・・・食品関連事業者等を対象とした食品衛生講習会の開催、食品衛生指導員による食品関連施設への巡回指導の実施等 - いわゆる健康食品のうち、医薬品成分を含む有若しくは医薬品的な効能効果を広告・表示した食品について、成分分析試験や広告等の監視指導を実施 ・HACCPに沿った衛生管理の充実・強化・・・食品事業者に対してHACCP研修会の開催、HACCPモデル事業の実施	・食品の安全性に関する理解の促進・・・県職員出前講座や食の安全セミナー等の開催 ・若年層への食の安全に関する知識の普及促進・・・中高生、高校生を対象とした講座等の開催 ・食中毒等による健康被害防止対策の推進・・・食中毒予防についての県ホームページへの情報掲載、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌およびびく毒やキノコ等による食中毒防止に係る注意喚起等 ・消費者相談体制の充実・・・県庁「食の安全110番」、各保健所における苦情・相談等の受付
			・各段階における監視指導等の充実・強化 - 関係法令に基づく、動物製販業者等への立入検査の実施、特定の症状があった死亡牛等のBSE検査の徹底等	「食品衛生監視指導計画」に基づく食品関連施設への立ち入り調査・指導 - 食品関連施設における食品の衛生的管理に関する監視指導等	
			・食品検査の実施・・・残留農薬等、食品添加物、アレルギー及び遺伝子組換え食品に対する検査の実施による違反食品の市場からの排除		
2	正確で分かりやすい情報の提供	(1) 適正な食品表示の推進	・食品関連事業者への食品表示制度の周知及び相談対応・・・食品関連事業者を対象とした説明会や出前講座の実施、食品表示に関する問合せや相談等に対する助言・情報提供、食品関連事業所への「食品適正表示推進者」の設置促進 ・適正な食品表示を確保するための巡回調査・指導の実施・・・関係部局と連携した食品販売店等への計画的な巡回調査・指導、食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設等への調査・指導、食品表示ウォッチャーによるモニタリング活動、熊本県産あさりを守り育てる条例に基づき熊本県産等あさに係る入出荷の記録等の書面の備付けの啓発・指導 ・食品の偽装模倣のための情報収集と取締り・・・産地偽装110番を活用した情報収集、あさを始めとした農林水産物の買取調査による偽装根絶に係る端緒情報の収集、疑義情報取組の取組	・消費者の理解促進・・・食品表示ウォッチャー資質向上のための講習会等の開催、消費者向け出前講座の実施	
		(2) 的確な情報収集・提供の推進	・生産者による農林水産物の生産履歴記載の促進 - 熊本県産あさを守り育てる条例に基づき、熊本県産あさを適正に流通・販売する仕組みを運用 - 農家の生産履歴記載及びトレーサビリティシステムの普及促進、適正養殖業者認証制度の周知拡大 ・食品関連事業者による自主的な情報提供の促進・・・県ホームページを通じた食品の自主回収情報の提供 ・県の施策等に関する情報提供・・・食品検査・食品表示調査や関係法令に基づく監視指導の結果等の公表、食品による健康被害の発生事例等の情報提供 ・他機関等からの情報収集と提供・・・国や他自治体からの情報収集及び県ホームページや市町村メールネットワークシステム等を通じた県民への情報提供、「食の安全110番」や各保健所等に寄せられた情報の共有・迅速な対応		

3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

(1)	リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進	・行政、食品関連事業者及び消費者等による意見交換の促進・・・「くまもと食の安全安心県民会議」の定期的な開催、セミナー等における意見交換 ・食品関連事業者と消費者による取組の促進・・・県民会議構成団体間でのイベント情報等の共有、連携した取組の促進 ・くまもと食の安全安心県民会議の運営・・・食の生産から製造・加工、流通・販売及び消費に至る各関係団体からの幅広い意見の収集・施策への反映 ・県民からの相談・苦情等への対応・・・「食の安全１１０番」や各保健所における苦情・相談等の受付 ・地域振興局や関係団体等を通じた意見の収集・・・食の安全セミナーの実施、関係団体等が開催する講習会等への県職員の出遣等 ・食の安全安心につながる食育の普及啓発・・・各種イベントや体験型学習等の学習機会の提供、ライフステージの特性に応じた情報の提供、中学生、高校生を対象とした講座等の開催 ・地産地消や都市と農山漁村の交流の促進・・・「熊本県地産地消サイト」による情報発信及び食と農、文化、環境、健康等の分野で知識や人脈を持つ生産者、消費者、学識経験者等から構成される組織の活動支援等を通じた地産地消の推進、郷土伝統料理等の伝承活動に取り組む「くまもとふるさと食の名人」の活動促進、体験型学習を通じた農林水産業への理解等の促進 ・食の安全安心に係る積極的な情報発信の推進・・・本計画に基づき県の取組についての県ホームページやセミナー等による情報発信、県と県民会議の構成団体等と連携した県内の取組の効果的な情報発信、食の安全安心に関する情報の収集及び積極的な情報発信 ・各種認証制度等の認知度向上・・・各種認証制度等の消費者や食品関連事業者へのＰＲ活動
(2)	消費者等の意見の反映	
(3)	食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成	
(4)	食の安全安心確保のための取組等に関する情報発信	

4 食の安全安心確保のための体制の充実

(1)	食の安全安心確保のための取組の総合的推進	・県庁内関係部局の連携強化・・・知事を会長とする「食の安全対策会議」を中心とした庁内関係部局の横断的な体制整備・連携強化、くまの安全安全推進課を総合調整窓口とした円滑な施策の推進 ・国、市町村、関係機関等との連携・・・広域的な取組を必要とする施策に関する国への積極的な提案・要請、他自治体との連携強化、県内市町村へのメールネットワークシステムを活用した情報提供、協力体制の充実等
(2)	食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成	・食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上・・・食品衛生法に基づき立入調査や衛生指導を行う食品衛生監視員や、食品表示法に基づき食品表示についての調査・指導を行う職員に対する研修等の実施 ・食の安全に係る専門知識を持つ人材の育成・・・研修会や養成講座の実施、農薬指導士や農薬適正使用推進員の認定、食品適正表示推進者の設置促進、食品表示ワッチャーの資質向上、食品安全委員会等の関係機関と協力した食の安全に関する専門知識を有するリスクコミュニケーションの育成
(3)	食の安全安心確保のための技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持	・安全安心な農水産物の生産や加工を支える技術の研究開発と普及・支援・・・病害虫の総合防除技術等の確立、生産者や加工業者による水産食品の衛生管理に必要な検査の支援・普及 ・食品検査手法の開発及び食品検査体制の堅持・・・目視モニタリング検査におけるエライザ法（酵素抗体法）による検査の迅速化、食品の残留農薬等の検査を効率的に実施するための検査体制の維持、県の食品衛生検査施設における定期的な内部点検等の実施
(4)	食に関する問題発生時の対応	・問題発生時の迅速かつ的確な対応・・・相談窓口の設置等による県民への正確・迅速な情報提供、危機管理マニュアル等の適切な運用、各県との情報共有及び定期的な情報伝達訓練の実施、関連情報入手時の関係法令等に基づく迅速な調査 ・県民への正確で迅速な情報提供・相談対応・・・県ホームページの活用やマスコミを通じた正確かつ迅速な情報提供、「食の安全１１０番」等に寄せられる県民からの相談・問い合わせ等への対応
(5)	大規模災害等発生時の食の安全安心確保	・食中毒など食による健康被害防止体制の整備及び被害拡大防止等の対策・・・災害発生時の食中毒対策ガイドラインに基づく迅速な対応、避難所等で提供される弁当の製造施設や炊き出し現場等への巡回指導の実施、食中毒発生時の早急な原因究明及び被害拡大の防止 ・食の安全に関する必要な情報の迅速な提供・・・県のホームページや、チラシ、マスコミ等を活用した食中毒や食品衛生に関する注意喚起、県民や関係機関への食中毒発生情報の迅速な提供

第5次食の安全安心推進計画に掲げる成果指標、活動指標及び参考指標の実績一覧

区分	指標名	(参考) 計画策定時 (R1年度) 実績値	R3年度 実績値	R4年度 実績値	R5年度 実績値	R6年度 目標値
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保						
(1) 生産段階における安全性の確保						
成果	くまもとグリーン農業生産宣言者が販売農業者に占める割合	53%	65.9%	66.5%	66.6%	70%
活動	農業安全対策講習会等の開催回数	4回	5回	4回	4回	3回
活動	動物用医薬品販売業者への立入調査・指導を行う割合	-	84%	75%	50%	50%
成果	トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ等養殖業者の認証率	50%	61%	63.5%	63.5%	54%
成果	農場HACCP認証農場数	8戸	-	-	11戸	10戸
成果	国際水準GAP認証数	149経営体	-	-	394経営体	650経営体
成果	畜産GAP取組農場数	1戸	-	-	1戸	6戸
活動	農林水産物の残留農薬等の検査検体数	59検体	41検体	43検体	44検体	57検体
(2) 製造・加工段階における安全性の確保						
活動	食品衛生講習会の受講者数	14,937人	2,256人	5,319人	8,089人	15,000人
活動	県の食品衛生監視員が立入調査・指導する施設数	23,079施設	8,604施設	6,739施設	8,064施設	16,000施設
活動	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	118.2%	-	91%	153%	100%
(3) 流通・販売段階における安全性の確保						
参考	健康食品の検査件数	1検体	5検体	5検体	4検体	-
活動	県の食品衛生監視員が立入調査・指導する施設数（再掲）	23,079施設	8,604施設	6,739施設	8,064施設	16,000施設
活動	食品衛生監視指導計画に基づく監視率（再掲）	118.2%	-	91%	153%	100%
活動	食品衛生監視指導計画等における収去検査検体数（輸入食品を含む）	1,302検体	488検体	330検体	859検体	1,000検体
活動	うち食品中のアレルゲンの検査検体数（延べ）	0検体	24検体	13検体	24検体	24検体
(4) 消費段階における安全性の確保						
活動	食の安全セミナー・出前講座等の開催回数	59回	13回	25回	27回	40回
活動	食品衛生講習会の受講者数（再掲）	14,937人	2,256人	5,319人	8,089人	15,000人
活動	中学生・高校生を対象とした講座等の開催回数	6回	8回	9回	5回	5回
活動	関係団体等が開催するイベント等における県の取組みや食の安全に関する普及啓発回数	5回	2回	5回	5回	5回
参考	「食の安全110番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数	727件	325件	236件	224件	-
2 正確で分かりやすい情報の提供						
(1) 適正な食品表示の推進						
参考	「食の安全110番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数（再掲）	727件	325件	236件	224件	-
活動	出前講座・食品表示に係る説明会等の開催回数	52回	11回	22回	24回	40回
活動	食品適正表示推進者講習会の受講者数	-	72人	38人	49人	50人
活動	事業者向け講習会等で食品表示方法について「理解できた」と回答した受講者の割合（受講者アンケート結果）	-	97%	89%	93.9%	80%
活動	食品関連事業者講習会の参加人数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	-	86人	0人	78人	2,000人
活動	食品衛生監視指導計画に基づく監視率（再掲）	118.2%	-	91%	153%	100%
活動	食品中のアレルゲンの検査検体数（延べ）（再掲）	0検体	24検体	13検体	24検体	24検体
活動	小規模事業所への食品表示巡回調査・指導件数（延べ）	448件	369件	388件	459件	220件
活動	食品関連事業者への監視指導施設数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	-	5件	4件	6件	30件
活動	食品表示ウォッチャーの新規登録者数	109人	120人	122人	120人	120人
活動	消費者講習会の参加人数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	-	64人	105人	166人	600人
(2) 的確な情報収集・提供の推進						
成果	トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ等養殖業者の認証率（再掲）	50%	61%	63.5%	63.5%	54%
成果	農場HACCP認証農場数（再掲）	8戸	-	-	11戸	10戸
成果	国際水準GAP認証数	149経営体	-	-	394経営体	650
成果	畜産GAP取組農場数（再掲）	1戸	-	-	1戸	6戸
活動	食品衛生講習会の受講者数（再掲）	14,937人	2,256人	5,319人	8,089人	15,000人
活動	食の安全セミナー・出前講座等の開催回数（再掲）	64回	13回	25回	27回	40回
活動	県ホームページでの情報提供件数	62件	62件	60件	60件	60件
活動	食品検査結果の公表回数	12回	12回	12回	12回	12回
活動	市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数	12件	12件	12件	12件	12件

区分	指標名	(参考) 計画策定時 (R1年度) 実績値	R3年度 実績値	R4年度 実績値	R5年度 実績値	R6年度 目標値
3 関係者間の相互理解と信頼関係の確立						
(1) リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進						
参考	販売されている食品に不安を感じる県民の割合（県民アンケート調査結果）	40.2%	40.7%	41.4%	42.7%	-
活動	食の安全セミナー・出前講座等の開催回数（再掲）	59回	13回	25回	27回	40回
活動	一日食品衛生監視員事業等の実施	9保健所で実施	1か所で実施	2か所で実施	2か所で実施	全保健所及び食肉衛生検査所(11)で実施
活動	くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
(2) 消費者等の意見の反映						
活動	くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数(再掲)	2回	2回	2回	2回	2回
参考	「食の安全110番」に寄せられた相談・苦情等への対応件数（再掲）	727件	325件	236件	224件	-
活動	食の安全セミナー・出前講座等の開催回数（再掲）	59回	13回	25回	27回	40回
(3) 食の安全安心につながる食育の推進および農林水産業への理解と共感の醸成						
成果	食育の考え方や内容を知り、日常生活の中に生かしている県民の割合(県民アンケート調査結果)	40.9%	42.7%	42.8%	41.8%	50%
活動	中学生・高校生等を対象とした講座等の開催回数（再掲）	6回	8回	9回	5回	5回
参考	地産地消に関心があり、県産農林水産物を購入するようにしている県民の割合（県民アンケート調査結果）	45.7%	43.7%	43.3%	41.1%	-
(4) 食の安全安心確保のための取組みに関する情報発信						
活動	県ホームページでの情報提供件数（再掲）	62件	62件	60件	60件	60件
活動	関係団体等が開催するイベント等における県の取組みや食の安全に関する普及啓発回数(再掲)	5回	2回	5回	5回	5回
4 食の安全安心確保のための体制の充実						
(1) 食の安全安心確保のための取組みの総合的推進						
参考	食の安全対策会議及び幹事会の開催回数	2回	1回	1回	1回	-
活動	全国食品安全連絡会議、九州・山口地域食の安全安心連携会議等への出席回数	3回	3回	3回	3回	3回
活動	市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数（再掲）	12件	12件	12件	12件	12件
活動	くまもと食の安全安心県民会議等の開催回数(再掲)	2回	2回	2回	2回	2回
(2) 食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上および地域における人材の育成						
活動	食品衛生業務に従事する関係職員に対する研修会の実施	2回	1回	2回	2回	2回
活動	農業指導士養成研修の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
活動	食品表示ウォッチャーの新規登録者数（再掲）	109人	120人	122人	120人	120人
活動	食品適正表示推進者講習会の受講者数(再掲)	-	72人	38人	49人	50人
(3) 食の安全確保のための技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持						
成果	環境にやさしい農業（くまもとグリーン農業）を進める技術の開発数	10件	11件	5件	1件	10件
活動	検査が可能な農業等の種類	600種類	600種類	600種類	600種類	600種類
活動	検査対象とする農林水産物の種類	17種類	21種類	21種類	20種類	20種類
活動	食品検査施設に対する内部点検の実施	0回	1回	1回	1回	1回
(4) 食に関する問題発生時の対応						
参考	食の安全対策会議及び幹事会の開催回数（再掲）	2回	1回	1回	1回	-
活動	県ホームページでの情報提供件数（再掲）	62件	62件	60件	60件	60件

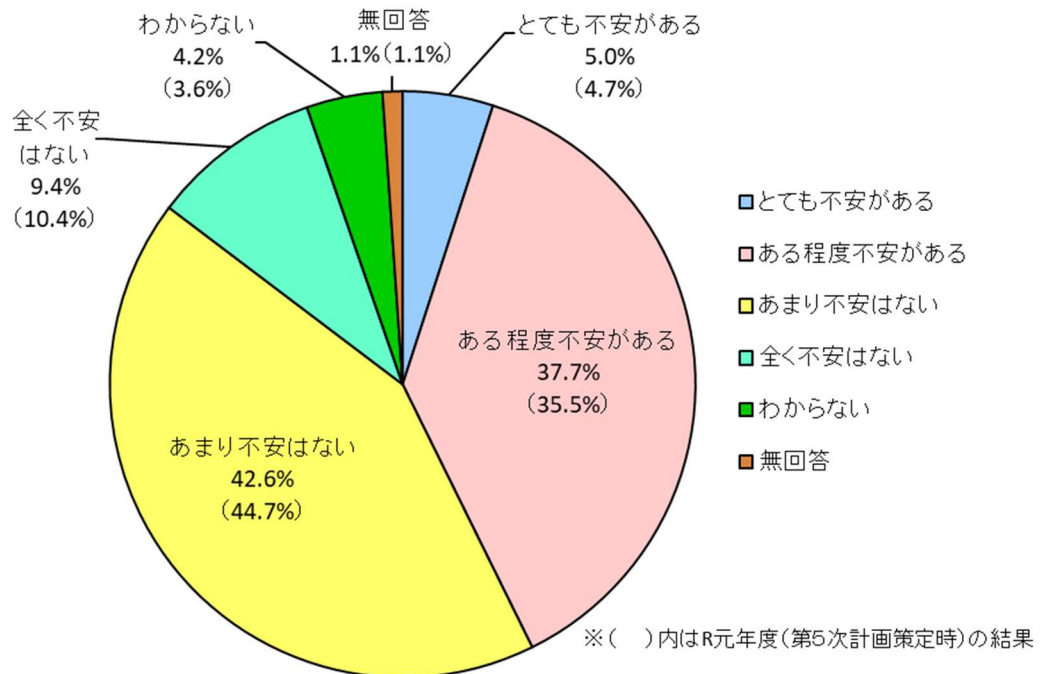
食の安全安心に係る県民アンケート調査（県民生活や県の取組みに関する意識調査）結果

県が令和５年度に実施した県民アンケート調査（県民生活や県の取組みに関する意識調査）の概要は以下のとおりです。

- 1 調査目的
個々の政策課題に関する県民の意識について調査し、今後の政策立案等に必要な基礎資料を得ることを目的としています。
- 2 調査項目
全 22 項目（「食の安全安心・農林水産物等について」を含む。）
- 3 調査時期
令和５年(2023 年) 6 月
- 4 調査対象者等
県内在住の満 18 歳以上の男女 3,500 名（無作為抽出、郵送法）
- 5 回収結果
有効回答者数 1,624 名（回収率 46.4%）
- 6 調査対象者の抽出
県内市町村の満 18 歳以上男女の人口構成比（令和４年（2022 年）１０月１日現在の推計人口による）で標本数 3,500 を按分して市町村ごとの標本数を決定し、各市町村の住民基本台帳に基づき調査対象者を無作為抽出しました。
- 7 調査結果
「食の安全安心について」は、次のとおり。

【食の安全安心について】

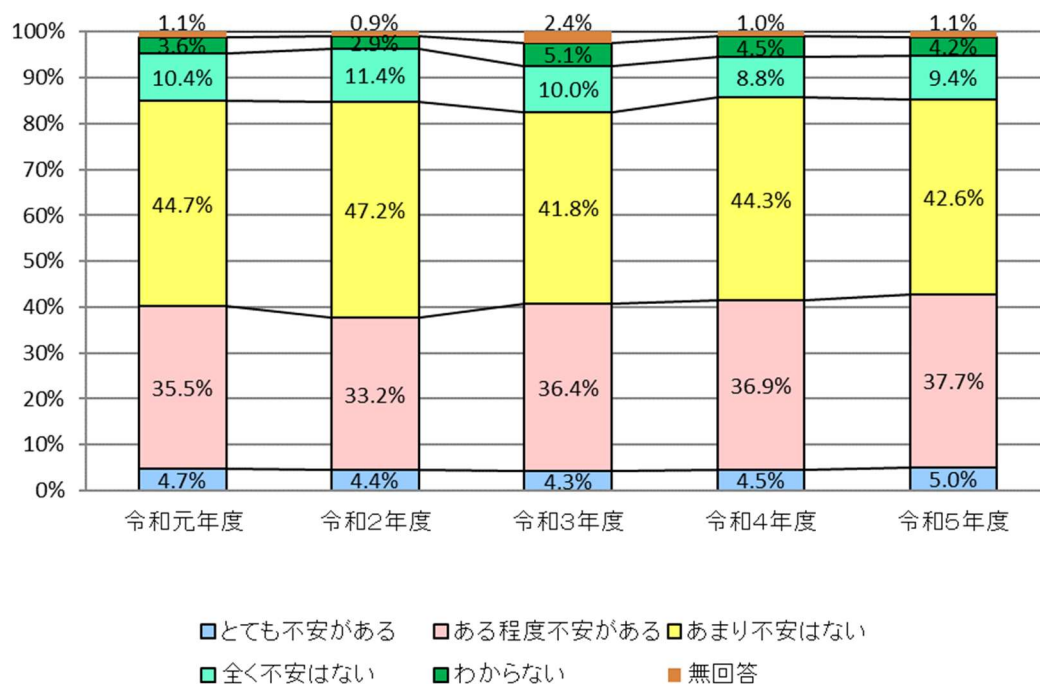
現在販売されている「農林水産物（生鮮食品）」や「加工食品」に不安を感じますか。



【参考：過去の調査結果】

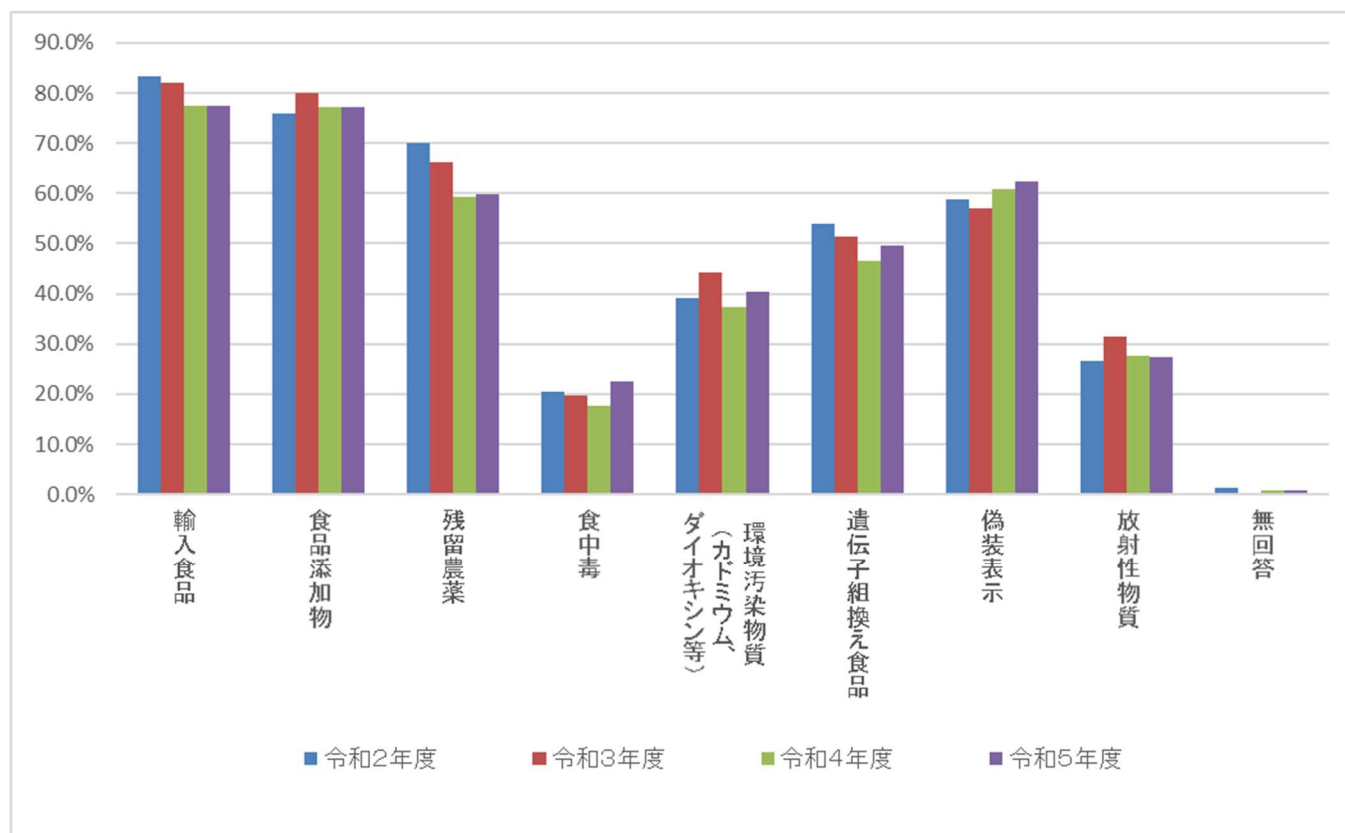
○不安を感じる人の割合推移

（令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））



○不安を感じる項目の割合推移

(令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度))



くまもと食の安全安心県民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、くまもと食の安全安心県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 県民会議は、食の安全安心の確保及び食の安全安心につながる食育の推進に向けて、県、食品関連事業者及び消費者等が情報・意見交換を行い、それぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、それぞれが連携し、主体となった取組を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食に関する情報・意見交換及び連携に関すること。
- (2) 県民への情報提供及び普及・啓発に関すること。
- (3) 県の施策との連携・協働に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 県民会議は、学識経験のある者、消費者団体、生産者団体、製造・加工業団体、流通業団体、地域保健福祉関係団体、保育、教育関係団体、地域活動関係団体をもって構成する。

2 行政機関は、会議に出席し意見を述べることができる。

(会長)

第5条 県民会議に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から県知事が指名する。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 県民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(公開等)

第7条 県民会議は、公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 この県民会議の円滑な運営を図るため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、互選により座長を置く。
- 3 ワーキンググループは、座長が招集し、座長が議長となる。

(事務局)

第9条 県民会議の事務局は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- この規約は、平成15年8月5日から施行する。
この規約は、平成18年6月13日から施行する。
この規約は、平成23年4月1日から施行する。
この規約は、平成24年3月9日から施行する。

くまもと食の安全安心県民会議 構成団体名簿

(令和6年(2024年)9月現在)

区 分	所 属 等
学識経験者 (3)	熊本大学 特任教授 有菌幸司
	熊本日日新聞社 代表取締役社長 河村邦比兒
	尚絅大学 生活科学部 教授 川上 育代
消費者団体 (5)	熊本県消費者団体連絡協議会
	特定非営利活動法人熊本消費者協会
	熊本市消費者団体連絡会
	グリーンコープ生活協同組合くまもと
	生活協同組合 くまもと
生産団体 (8)	熊本県農業協同組合中央会
	熊本県経済農業協同組合連合会
	熊本県畜産農業協同組合連合会
	熊本県酪農業協同組合連合会
	熊本県果実農業協同組合連合会
	熊本県椎茸農業協同組合
	熊本県漁業協同組合連合会
	熊本県海水養殖漁業協同組合
製造・加工業者、 流通業者 (9)	熊本県食肉事業協同組合連合会
	熊本県青果卸市場連合会
	熊本県魚市場連合会
	(一社) 熊本県食品衛生協会
	熊本県中小企業団体中央会
	熊本県食料産業クラスター協議会
	熊本県菓子工業組合
	熊本県飲食業生活衛生同業組合
	バイオテクノロジー研究推進会
地域保健福祉、保育、 教育、地域活動関係 団体等 (13)	熊本県市町村保健師協議会
	熊本県市町村社会福祉協議会連合会
	熊本県保育協議会
	(一社) 熊本市保育園連盟
	(一社) 熊本県私立幼稚園連合会
	熊本県私立中学高等学校協会
	熊本県小中学校長会
	熊本県PTA連合会
	(公社) 熊本県栄養士会
	熊本県学校栄養士協議会
	(公社) 熊本県老人クラブ連合会
	熊本県食生活改善推進員連絡協議会
	熊本県地域婦人会連絡協議会

熊本県食の安全対策会議設置要綱

(目的)

第1条 県民の安心につながる総合的な食の安全安心対策を講じるため、熊本県食の安全対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生産から流通、消費に至る食の安全安心対策に関する基本的事項
- (2) 食の安全安心対策に関する庁内連携のあり方
- (3) その他食の安全安心対策を講じるために必要な事項

(組織)

第3条 対策会議は、別表1に定める職にある者をもって構成し、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 副会長は、副知事をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、対策会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策会議)

第5条 対策会議は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、対策会議に協議事項に係る関係者の出席を求めることができる。
- 3 対策会議は、第2条の事項のうち、次に掲げる内容を協議する。
 - (1) 食の安全安心確保に係る基本方針に関すること。
 - (2) 食の安全安心確保に係る推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
 - (3) その他重要な事項の決定に関すること。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置き、別表2に定める職にある者をもって構成し、代表幹事を置く。

- 2 代表幹事は、環境生活部長をもって充てる。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集する。
- 4 幹事会は、推進計画の進行管理及び事業評価、食の安全安心対策に関する情報の収集及び分析並びに食の安全安心対策に関する施策の企画、調整等を行う。
- 6 代表幹事が必要と認めるときは、幹事会に関係者の出席を求めることができる。
- 7 幹事会に、個別の課題を検討するため専門部会を置くことができる。なお、専門部会に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局は、くらしの安全推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、熊本県牛海綿状脳症対策会議設置要綱（平成13年10月）、食品表示適正化連絡会議設置要項（平成14年2月）、熊本県無登録農薬緊急対策連絡会議設置要項（平成14年8月）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成16年10月7日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成17年6月2日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成24年1月5日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。(一部改正)

別表 1（第 3 条関係）

知事
副知事
知事公室長
総務部長
企画振興部長
健康福祉部長
環境生活部長
商工労働部長
農林水産部長
教育長
警察本部長

別表 2（第 6 条関係）

知事公室		危機管理防災課長
企画振興部		企画課長
健康福祉部		健康危機管理課長 保健環境科学研究所長
	健康局	健康づくり推進課長 薬務衛生課長
環境生活部	県民生活局	くらしの安全推進課長 消費生活課長
商工労働部		産業技術センター次長
	食のみやこ推進局	販路拡大ビジネス課
農林水産部		農林水産政策課長 農業研究センター次長 水産研究センター所長
	食のみやこ推進局	流通アグリビジネス課長
	生産経営局	農業技術課長 農産園芸課長 畜産課長
	農村振興局	むらづくり課長
	森林局	林業振興課長
	水産局	水産振興課長
教育庁	県立学校教育局	体育保健課長
警察本部		生活安全部生活環境課長

くまもと食の安全安心のための基本方針

食をめぐる問題は、牛海綿状脳症(BSE)問題をはじめとして、産地表示の偽装、輸入食品からの残留農薬の検出、ダイエット食品による健康被害、無登録農薬の販売・使用など、数多くの問題が発生し、県民に大きな不安を与えている。

このため、県では、総合的な食の安全安心確保のための施策を講じることとし、この基本方針において施策推進の基本的な考え方や施策の体系等を定めるものとする。

I 基本的な考え方

食は生命と健康の基本であることから、食の安全安心の確保を県政の重要な課題と位置づけ、次の3つの基本的な視点で施策を進める。

1 「循環型社会」の視点

私たちの生活は、自然の営みの中にあり、食もまたこの循環の中で生産・消費されなければならない。消費者には、食品の購入に際して、環境との関わりも考えながら、生産方法や製造・加工過程など食品の由来を重視する、いわば安全性を買うといった意識が広がっており、県は「循環型社会」の視点に立った施策を展開する。

2 「消費者の安心」の視点

食の供給県として、消費者の健康への悪影響を未然に防止するために、生産から流通まで各段階で監視指導・試験検査を充実するなど、食の科学的な「安全」の確保を徹底する。さらに、消費者の視点に立ち、食の安全に関する情報を的確・迅速に提供・公開するなど「消費者の安心」につながるよう施策を展開する。

3 「パートナーシップ(役割分担と連携・協働)」の視点

食の安全安心の確保のためには、行政はもとより、生産者や事業者、消費者がそれぞれの役割を認識しそれぞれの立場に応じた取組を行うとともにお互いの考えや取組を理解しあい、連携・協働することが重要である。このため「パートナーシップ」に基づいた施策を展開する。

II 行政、食品関連事業者、消費者の役割

1 行政

行政は、消費者の健康保持を最優先に、施策を策定し、法令等に定められた監視指導に取り組む。また、消費者等への的確な情報の提供や生産者製造・加工業者、流通業者等の食品関連事業者が行う食の安全確保のための取組を促進するとともに、消費者を含めた連携を働きかけるなど、食の安全安心確保のための総合的な調整の役割を果たす。

2 食品関連事業者

食品の供給行程に携わる食品関連事業者は、供給する食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全を確保するために必要な措置を講じ、また、正確かつ適切な情報の提供に努める。

3 消費者

消費者は、食の安全確保に関する知識をはじめ、生産者との相互交流などを通して食料生産についての理解を深め、食の安全安心確保に関する施策や食品関連事業者の取組に対する意見の表明や、安全な食品を購入するといった消費行動を通して行政の施策や食品関連事業者の取組を促すことに努める。

Ⅲ 施策の体系と推進方向

1 情報の共有と連携の推進

(1) 情報の収集と提供・公開

①食の安全確保や危害発生防止等のため、国の食品安全委員会(仮称)等が行うリスク評価やリスク管理等、食の安全に関する情報の収集を積極的に行う。

②健康被害に関する情報、国・県等が行う検査や調査の結果、食品衛生法等の法令違反の情報など、食の安全に関する情報の管理・公表体制を整備するとともに、ホームページや広報誌等を活用し、また、報道機関を通じて、迅速かつ正確でわかりやすい情報の提供・公開に努める。

③研修会等を通じ、食品関連事業者による正確かつ適切な情報の提供を促進する。

(2) 相談・苦情等への的確な対応

消費者等からの食に関する相談・苦情等に的確かつ迅速に対応する体制の充実強化を図る。

(3) 消費者等の意見の施策への反映と連携体制の強化

①インターネットをはじめ意識調査やモニター制度、消費者、食品関連事業者との情報・意見交換(リスクコミュニケーション)を通して、消費者等の意見を施策へ反映させる。

②消費者と食品関連事業者の相互理解を促進するため、フォーラムなどを開催するとともに、消費者と食品関連事業者のネットワークづくりを働きかけたり「くまもと食・農ネットワーク」などが取り組む交流活動を支援する。

③食の安全安心の確保に向けて、県、消費者及び食品関連事業者が、それぞれの役割に応じて連携し、推進する体制づくりを進める。

2 安全な食の生産、製造・加工、流通の促進

(1) 食品関連事業者の意識改革

安全な食の生産、製造・加工、流通等を確保するためには、法令等を遵守するとともに、消費者の健康保持を最優先に考えるといった社会的なモラルの確立が必要である。そのため、食の安全に関する研修会を開催したり、食品関連事業者が行う法令遵守のための自主的な学習会等の開催を促進する。

(2) 人と環境に配慮した安全な食の生産、製造・加工

①農林水産物の生産方式を再点検するとともに、土づくりを基本に農薬・化学肥料の使用量の削減に取り組む「エコファーマー」制度の推進や、養殖魚への給餌量の適正化など安全な農林水産物の生産や食品の製造・加工を促進する。

②農薬、動物用医薬品、水産用医薬品が残留基準を超えないよう、研修会や生産指導などを通じて適正使用の普及を図る。また、生産者の投薬量等の記録管理や残留農薬の自主検査を促進する。

③家畜ふん尿等については、生産者が行う処理状況の記録管理や堆肥化等の取組の促進を図る。

④飼料添加物や食品添加物が生産、製造・加工段階で使用基準を超えないよう適正使用の普及を図る。

- ⑤食品の製造・加工段階等における食品廃棄物の再生利用等を促進するため、普及啓発に努める。

(3) 衛生対策の推進

- ①食品の衛生管理の徹底のため、定期的な講習会の開催などにより食品関連事業者に対する衛生思想の普及啓発を推進する。
- ②食品関連事業者の自主的衛生管理体制の構築のためHACCP（危害分析・重要管理点）の考え方にに基づく衛生管理手法の導入に向けた技術的な支援に努める。
- ③畜産物の生産や水産物の養殖に、HACCPの考え方にに基づく衛生管理手法の普及を図り、衛生対策の充実強化を図る。

(4) トレーサビリティシステムの構築

農林水産物の生産から消費者への販売に至る各段階において、食品関連事業者が履歴情報を消費者へ提供するためのトレーサビリティシステムの構築を支援する。また、トレーサビリティシステムの構築の前提となる生産行程等の記録管理を促進する。

3 監視指導の徹底等

(1) 生産段階における監視指導

- ①農林産物の安全を確保するため、農薬取締法に基づく農薬の販売、使用に対する監視指導の徹底を図る。
- ②畜産物、養殖魚の安全を確保するため、動物用医薬品及び水産用医薬品の販売、使用の監視指導の徹底を図る。

(2) 製造・加工段階における監視指導

食品添加物の使用など衛生上の基準の遵守について監視指導の徹底を図る。

(3) 流通段階における監視指導

それぞれの食品の特性に応じた保存方法等、衛生上の基準の遵守について監視指導の徹底を図る。

(4) 輸入食品等の監視指導

- ①国と連携して健康食品を含む輸入食品に係る情報の正確かつ迅速な把握に努めるとともに、残留農薬など衛生上の基準の遵守について監視指導の徹底を図る。
- ②食品が大量に流通する年末や食品の傷みやすい夏場を輸入食品重点監視指導期間とし、関係事業者に対する巡回指導に消費者のボランティアの活用を図るとともに、関係団体等の協力を得ていくこととする。
- ③輸入食品の検疫時における確認検査等、輸入食品等の監視指導の充実強化を国に働きかけていく。

(5) 食品表示の監視指導

食品表示は、消費者が食品を選択し、安全に消費するための重要な要素であり、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令の適切な運用を図るとともに、消費者にわかりやすい表示の指導及び監視の徹底を図る。また、新たに表示が義務付けられた

遺伝子組換え食品やアレルギー物質等を含む食品の適正表示の指導及び監視の徹底を図る。

(6) 試験検査の充実

食品などの試験検査を計画的かつ機動的に実施するとともに、民間も含めた試験検査機関の精度管理により検査結果の信頼性確保を図る。

4 調査研究等の推進

(1) 調査研究の推進

①環境に配慮した農林水産業の推進を図るため、農薬や化学肥料、養殖飼料等の使用量を削減しながら安定生産を可能にする栽培技術や水産養殖技術、家畜ふん尿の適正利用技術等の研究及び技術開発を推進する。

②天敵の利用や病害虫に強い品種の導入等の組合せによる農林水産物の生産技術や食の安全に関する調査・研究を推進する。

③国の試験研究機関や大学、民間の研究機関等との技術交流や情報交換等による連携協力体制を強化し、効率的な調査研究を推進する。

(2) 試験検査手法の研究

近年増加する検査対象項目についても迅速に対応できる新たな検査手法の導入や、検査分析方法の開発に努める。

5 食の安全安心につながる食育の推進

(1) 食生活指針の普及定着

健康で豊かな食生活を営むことは、食への関心を高め、食を通して食を育む自然環境や地域の食文化、ひいては食の安全についての理解につながる。このようなことから、消費者が家庭において、四季折々の地域の食材を味わいながら食について学び、健康的な食生活を確立するため、県内各地で活動している食生活改善推進員や食育ボランティアによる啓発事業等を推進し「食生活指針」の普及定着を図る。

(2) 学習の機会の提供

消費者の食の安全に関する知識と理解を深めるため、県広報誌等による啓発を一層充実させるとともに、県職員出前講座や県民カレッジ等を通して学習の機会を提供する。

(3) 子どものときからの食育

子どもたちが楽しく食事をとりながら、望ましい食習慣を身につけるとともに地域の産物や食文化についての理解を深め、将来、安全な食を自ら選び食することができる力を育むことが大切である。このため、乳幼児の健診時や育児学級などにおける栄養士・保健師による指導、学校を通じた保護者への啓発活動を推進する。また、保育所、幼稚園、小中学校等における食に関する学習、地域行事や学校給食等での体験活動や地産地消活動を推進する。

(4) 人材の活用

①食生活改善推進員、栄養士、食・農・健康に関わる各専門分野を生かした食育ボランティアを育成するとともに、各地域において、これらの人材を活用した取組を推進する。

②消費者が、身近にある安全な農林水産物やその生産状況を学べるように「くまもと

ふるさと食の名人」など、地域の人材を活用した地産地消等の取組や地域行事を通じた食文化伝承活動を推進する。

IV 基本方針の実現に向けて

1 「食の安全対策会議」を中心とした庁内連携と危機管理体制の確立等

(1) 庁内連携の推進

「熊本県食の安全対策会議」を中心として、各部局が連携して総合的かつ効果的・効率的に施策を展開するとともに、食の安全安心確保に関する施策を推進するための全庁的な管理体制を整備する。

(2) 危機管理体制の確立

危機の未然防止や危機が起きた場合に備え、情報の共有や監視指導を充実強化するとともに、危機対応等のマニュアル化を進める。また、県民へ迅速かつ正確な情報提供を行うための体制を整え、関係機関との連携を図りながら危害の拡大防止、事態収拾を図る。

(3) 施策の評価と課題の整理

基本方針に掲げた施策の進捗状況を毎年度評価するとともに、課題の整理を行い、更なる施策の展開を図る。

2 環境保全や産業振興等の諸施策との連携

(1) 環境保全施策との連携

食の生産、製造・加工行程は、土壌や地下水、河川等の環境と相互に影響し合っている。このことを踏まえ、地下水や河川の汚染防止など環境保全施策との一層の連携を図る。

(2) 産業振興施策との連携

食の安全安心の確保は、地場産品の販路拡大効果や安全確保に関する新たな技術の開発に伴う新事業創出効果などをもたらし、食品産業の発展につながるものである。このことを踏まえ、産業振興策との一層の連携を図る。

3 国・他の都道府県・市町村及び関係団体との連携

(1) 国・他の都道府県・市町村との連携

食品流通の国際化・広域化の中で、食の安全安心確保に関する施策を実効あるものとするため、国の食品安全委員会(仮称)をはじめ関係省庁、及び他の都道府県との情報交換を積極的に行い連携を強化するとともに食の安全安心確保に関する施策について、国への提案を行う。

また、県の各地域振興局を通して、住民に最も身近な行政主体である市町村と積極的に連携を図りながら、情報交換や住民への広報、生産指導、監視指導などに取り組む。

(2) 関係団体との連携

行政、食品関連事業者、消費者が協働して食の安全安心確保に向け取り組めるよう、消費者の団体や食品関連事業者の団体との連携を強化する。

熊本県食の安全安心推進条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 食の安全安心の確保のための基本的な施策(第7条―第16条)
- 第3章 安全で安心な農林水産物の提供のための具体的な方策(第17条―第19条)
- 第4章 雑則(第20条―第22条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感(以下「食の安全安心」という。)の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食の安全安心の確保に関する基本的な施策及び安全で安心な農林水産物の提供のための具体的な方策を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命及び健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品(第5号において「医薬品」という。)、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。
- (2) 農薬 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農薬をいう。
- (3) 飼料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第2項に規定する飼料をいう。
- (4) 飼料添加物 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。
- (5) 動物用医薬品 医薬品であって動物のために使用されることが目的とされているものをいう。
- (6) 添加物 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。
- (7) 生産者 農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成する団体をいう。
- (8) 食品関連事業者 生産者及び肥料(肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第2条第1項に規定する肥料をいう。)、農薬、飼料、飼料添加物、動物用医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林水産業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具(食品衛生法第4条第4項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)の製造、輸入、販売その他の事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 食の安全安心の確保は、県民の生活が自然の営みの中にあり、食品もまたこの循環の中で生産され、及び消費されていることから、このことが環境に与える影響に

配慮し、食品の生産の方法及び流通の過程を重視するなど、循環型社会の視点から行わなければならない。

- 2 食の安全安心の確保は、県民の健康への危害を未然に防止するために、食品の生産から販売に至る一連の供給の行程(以下「食品供給行程」という。)の各段階において、監視、指導及び検査を充実し、食品の科学的な安全性の確保を徹底するとともに、食の安全安心に関する情報を迅速かつ正確に提供するなど、消費者の安心の視点から行われなければならない。
- 3 食の安全安心の確保は、行政はもとより、食品関連事業者及び消費者がそれぞれの役割に応じた取組を行うとともに、相互に理解し、連携し、及び協働するなど、パートナーシップの視点から行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する食の安全安心の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

(食品関連事業者の責務)

- 第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全安心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において自主的に講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報を消費者に対し明確かつ平易に提供しよう努めなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、基本理念にのっとり、自ら進んで食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全安心の確保に関する県の施策及び食品関連事業者の取組に対して意見を表明し、又は食品を合理的に選択するなど、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食の安全安心の確保のための基本的な施策 (推進計画の策定及び公表)

- 第7条 県は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 県は、推進計画を策定するに当たっては、消費者及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 4 県は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

(情報の共有及び交流・連携)

第8条 県は、食の安全安心の確保に関する情報を積極的に収集するとともに、消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を迅速かつ正確に提供するものとする。

- 2 県は、食品関連事業者が消費者に対して行う食の安全安心の確保に関する情報の自主的な提供を促進するものとする。
- 3 県は、消費者と食品関連事業者との間の相互理解を促進するための交流活動を支援するとともに、県、消費者及び食品関連事業者がそれぞれの役割に応じて連携した取組を促進するものとする。

(消費者等の意見の反映)

第9条 県は、第7条第2項に定めるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策に対し、消費者及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(人と環境に配慮した安全で安心な農林水産物の生産、食品の製造・加工、流通の促進)

- 第10条 県は、食品関連事業者による法令遵守のための自主的な取組を促進するものとする。
- 2 県は、食品関連事業者による農薬、動物用医薬品、添加物及び飼料添加物(以下この項においてこれらを「農薬等」という。)の適正な使用の普及を図るとともに、食品関連事業者による食品供給行程の各段階における農薬等の使用に関する記録の管理及び残留する農薬等の自主検査を促進するものとする。
 - 3 県は、食品関連事業者による自主的な衛生対策の充実強化を図るため、食品衛生に関する知識の普及を推進するとともに、衛生管理のための技術の導入を促進するものとする。
 - 4 県は、農林水産物の供給の行程の各段階において、食品関連事業者が消費者に対して行う生産の履歴に関する情報の的確な提供を促進するものとする。
 - 5 県は、環境に配慮した農林水産業の推進を図るため、生産者による農薬、動物用医薬品及び化学肥料の使用量の削減を促進するものとする。

(監視、指導及び検査の実施)

第11条 県は、食品供給行程の各段階を通じ一貫して、食品の安全性について、監視、指導及び検査を実施するものとする。

(食品の適正表示の確保)

第12条 県は、食品の表示が食の安全安心の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用等を通して、食品の適正な表示を確保するものとする。

(調査研究等の推進及び成果の普及)

第13条 県は、食品の安全性に関する調査研究及び試験検査の手法の研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(食育の推進)

第14条 県は、県民が地域の食文化及び食品の安全性に関する知識と理解を深め、消費者と食品関連事業者との間の相互理解を促進するため、普及活動の推進、学習機会の提供及び地産地消(地域で生産されたものを当該地域で消費することをいう。)の推進を図るものとする。

- 2 県は、前項に規定する施策の推進に当たっては、特に子どものときから健全な食習慣及び安全な食品を自ら選び、食することができる力を身に付けることができるよう、地域、学校、家庭等が連携して行う学習、体験活動等を促進するものとする。
- 3 県は、前2項に規定する施策に関して専門的な知識を有する人材の育成及び活用に努めるものとする。

(危害情報の申出)

- 第15条 県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。
- 2 県は、前項の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、食品の安全性に関する関係法令又はこの条例に基づき速やかに調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備)

- 第16条 県は、食品による健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、食品に関する危機管理に係る体制を整備するものとする。

第3章 安全で安心な農林水産物の提供のための具体的な方策

(供給の禁止)

- 第17条 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。
- (1) 農薬取締法第24条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合
 - (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品又は再生医療等製品を使用して生産された場合
 - (3) 食品衛生法第13条第1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質が、同条第3項に規定する量を超えて残留する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)

(立入検査等)

- 第18条 知事は、生産者が前条各号のいずれかに該当する農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該生産者に対し必要な報告を求め、その職員に農林水産物の生産活動の場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは当該生産者若しくは当該生産者の従業員等に質問させ、又はこの検査に必要な限度において、農林水産物その他の物件の提供を求めることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 知事は、第1項の規定により生産者に物件を提供させたときは、正当な補償を行うものとする。
 - 4 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

- 第19条 知事は、生産者が生産し、若しくは採取した農林水産物が第17条各号のいずれかに該当する場合又は生産者が正当な理由がなく前条第1項の規定による報告、立

入り、物件の検査若しくは提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該生産者若しくは当該生産者の従業員等が同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合は、当該生産者に対し、当該農林水産物の出荷又は販売の停止、回収、廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る生産者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、生産者が第17条の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売した場合であって、消費者の健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため緊急を要するときは、直ちに違反の事実又は勧告の内容を公表することができる。

第4章 雑則

(環境保全施策との連携)

第20条 県は、食の安全安心の確保に関する施策の策定に当たっては、食品供給行程が、土壌、地下水、河川、海域等の環境と相互に影響し合っていることを踏まえ、これらの汚染防止等環境保全施策と十分に連携を図りながら行わなければならない。

(市町村、他の都道府県及び国との連携等)

第21条 県は、食の安全安心の確保に関して広域的な取組を必要とする施策について、市町村、他の都道府県及び国と連携して、その推進に努めるものとする。

- 2 県は、食の安全安心の確保を図るために必要な施策について、国に対し、提案するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第18条及び第19条の規定は、平成17年9月30日以前に出荷され、又は販売された農林水産物については、適用しない。
- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)第3条の規定の施行の日までの間は、第17条第3号中「第11条第1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質が、同条第3項に規定する量を超えて残留する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)」とあるのは、「第11条第1項に規定する基準又は規格に合わない場合」と読み替えるものとする。

附 則(平成26年10月14日条例第63号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(令和元年7月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月4日条例第8号)

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
附 則(令和 2 年 10 月 13 日条例第 47 号)
この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

< 用語解説（５０音順） >

[あ行]

・ 悪性家畜伝染病

ひとたび国内で発生すれば、重大な経済的被害及び社会的に大きな影響を及ぼす家畜の伝染病で、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱(ASF)、豚熱(CSF)、高病原性鳥インフルエンザ等の疫病をいいます。

・ アレルゲン

食物の摂取により、体の免疫機能から発疹等の症状が出現するものを「食物アレルギー」といいます。

消費者の健康被害の発生を防止するため、平成 14 年 4 月から食品衛生法により、アレルゲンを含む食品については、これらを含むことの表示をすることが義務づけられました。平成 29 年 3 月現在において、表示が義務づけられているものは、卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみの 8 品目です。

また、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの 20 品目を含む場合には、それらを含む旨の表示を奨励しています。

・ 遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術を応用した食品のことです。

遺伝子組換え技術とは、ある生物から有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入する技術のことで、この技術により、食品生産を量的・質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、加工特性などの品質向上に利用されることが期待されています。

遺伝子組換え食品については、安全性審査と表示が義務化され、安全性未審査の遺伝子組換え食品やこれを用いた食品については、輸入や販売等が禁止されています。

平成 29 年 3 月現在、わが国において安全性が確認されている作物は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、てん菜、アルファルファ、パパイアの 8 種類です。

遺伝子組換え農産物及びこれを原料とした加工食品については、表示制度が定められおり、表示義務の対象となるのは、遺伝子組換え食品である大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、てん菜、アルファルファ、パパイアの 8 種類の農産物とこれらを原材料とした加工食品 33 品目群（豆腐、納豆等）です。

また、高オレイン酸遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えとうもろこし、ステアリドン酸産生遺伝子組換え大豆及びこれらを使用した加工食品については、それぞれ「高オレイン酸遺伝子組換えである」、「高リシン遺伝子組換えである」、「ステアリドン酸産生遺伝子組換えである」などの表示が義務付けられています。

・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としています。

動物用医薬品等については、品質、動物に対する有効性及び安全性の確保に加え、食用動物用の医薬品については畜水産食品への残留を防止するため、品目毎に製造(輸入)承認や再審査等を実施し、製造や輸入販売の許可などの必要な規制を行うとともに、食用動物に対しては基準を定めて使用を規制しています。＜所管府省：厚生労働省、農林水産省＞

・ エライザ法（酵素抗体法）

抗原抗体反応を利用した検査法の一つで、病原体などの有無を目印のついた抗体を用いて検査する方法。迅速・簡便であり、検査では一次試験に使用されています。酵素免疫測定法ともいいます。

〔か行〕

・ 化学肥料

化学肥料とは、化学的工程を使って無機質原料から作られた肥料です。例えば、尿素などは有機化合物ですが、これも化学的工程で作られるため化学肥料となります。また、塩化カリウムのように鉱石を掘り出し、粉碎、選鉱などをするだけで、ほとんど化学的工程を必要としない肥料もありますが、これも無機質原料を使っているため化学肥料です。

・ G A P

(Good Agricultural Practice 農業生産工程管理)

(Good Aquacultural Practice 適正養殖規範)

食品の安全性の確保や生産活動が周辺環境に及ぼす悪影響の抑制など、適正な農産物の生産、水産物の養殖を行うために、生産の作業工程ごとに想定される危害要因とその対応策などを示し、それを実践する取り組みのことです。

なお、農業分野と水産分野ともにアルファベットの頭文字に略すとG A Pとなります。

・九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク

食に関する危機が発生した場合には、行政として迅速かつ的確な初動対応が必要ですが、食品は県域を越えて流通しているため、単に一自治体だけの問題としてではなく、自治体の枠を超え広域的に連携した対応が求められています。

そこで、平成 17 年 6 月 3 日に開催された第 125 回九州地方知事会議において、「食の安全安心行政に係る連携のあり方に関する研究会報告書」が承認され、食に関する危機発生時には、九州・山口各県間で情報の共有を図っていくことが確認されました。

同年 8 月にはこの報告書に基づき、「九州・山口地域食の安全安心連携会議」が開催され、危機発生時に各県間の情報共有を迅速かつ的確に行うための 24 時間体制の連絡網として、「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」が全国で初めて整備されました。

・牛海綿状脳症（BSE）

牛の病気の一つであり、牛海綿状脳症(BSE)に感染した牛では、異常プリオンタンパク質と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられています。

また、潜伏期間は平均 5 年、ほとんどの場合が 4 年から 6 年と推測されています。現在のところ、生体診断法や治療法はありません。牛から牛に蔓延したのは、感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使っていたことが原因と考えられています。

わが国においては、BSE の発生はこれまで 36 頭(平成 29 年 3 月末現在)確認されています。

・熊本県食の安全対策会議

知事を会長として関係部局長で構成する庁内組織(平成 14 年 10 月設置)で、食の安全安心対策に関する総合調整を行い、県民の安心につながるような総合的な食の安全対策を進めていくことを目的とした会議です。

・熊本県適正養殖業者認証制度

熊本県漁業協同組合連合会と熊本県が策定した審査基準に基づき、種苗導入・養殖生産・出荷がなされていることを第三者機関(熊本県適正養殖業者認証審査会)が審査し、その結果によって、熊本県漁業協同組合連合会と熊本県が認証を行う制度です。

・くまもとグリーン農業

土づくりを基本として、慣行農法より化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境にやさしい農業への取り組みのことをいいます。

くまもとグリーン農業には、有機農業や特別栽培農産物、みどり認定も含まれます。

・健康食品

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しています。

厚生労働省が「いわゆる健康食品」のうち国が安全性や有効性を考慮して設定した規格基準等を満たすものを「保健機能食品」と称して販売することを認める制度を創設し、平成13年4月から施行しました。また、平成27年4月から、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示することを認める食品として、新たに「機能性表示食品」制度が加わりました。保健機能食品制度は食品の目的や機能などの違いにより、次のように分けられます。

栄養機能食品	高齢化、食生活の乱れ等により、通常の食生活を行うことが困難な場合等に不足しがちな栄養成分の補給・補完に資するもの。
	身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含んだ食品であって、健康の維持増進及び特定の保健の用途に資するもの。なお、特定保健用食品の審査で求めている有効性科学的根拠のレベルに届かないものの、一定の有効性が確認されている食品のうち、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として許可されたものを「条件付き特定保健用食品」という。
機能性表示食品	事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが国へ届けられたもの。ただし、「特定保健用食品」とは異なり、国による個別審査を受けたものではない。

・県職員出前講座

県が重点的に取り組んでいる施策や事業について、県職員が集会や職場などに出向いて、直接県民の皆様に説明したり、意見交換を行うものです。

・米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図るため、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることを定めた法律です。

〔さ行〕

・ 残留農薬

農作物等の栽培または保存時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬またはその代謝物をいいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準において食品に残留する農薬などの量の限度（残留基準）が定められています。

残留基準が設定された場合、これを超えるような農薬が残留する食品は、食品衛生上の危害を除去するために必要な範囲で販売禁止などの措置がとられます。

・ 試験検査

残留農薬・食品添加物・微生物等の濃度や量を、検査機器等を用いて科学的に測定することをいいます。食品衛生法では、食品の安全確保のために、食品等は無償で収去（サンプリング）して、試験検査機関（本県の場合：保健環境科学研究所、保健所の試験検査課）で試験検査を行っています。また、民間の検査機関でも依頼に基づき試験検査を行っています。

・ 収去

食品衛生法第28条に基づき、食品衛生監視員が、検査を行うため必要最小限の販売食品、添加物等の提供を営業者から無償で受けることをいいます。

・ 食品衛生監視員

食品衛生法に基づき営業の場所に臨検し、食品や帳簿書類を検査し、試験に必要な食品などを収去するため、また、食品衛生に関する指導を行うため、厚生労働大臣または都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長がその職員の中から任命した者のことをいいます。

食品衛生監視員になるためには、専門的な経験知識を有する必要があります（厚生労働大臣の登録を受けた養成施設において所定の課程を修了した者、医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したもの、栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者が該当する）。

・ 食品衛生指導員

食品業界における自主衛生管理体制の確立を目指して発足した制度で、熊本県では、一般社団法人 熊本県食品衛生協会が行う規定の講習を終了した者の中から、協会長が任命します。

食品衛生指導員は、保健所との連携を密にし、食品関連施設への巡回指導や健康危機管理に関する知識の普及などを行います。

・ 食品衛生監視指導計画

食品の安全性を確保することを目的に、食品衛生法に基づき、各都道府県知事等が定める計画です。

農林水産物の採取から、食品の製造・加工、販売に至る食品供給行程の各段階において、食中毒等の危害発生状況等を分析・評価したうえで、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施します。

・ 食品衛生法

制定年は昭和 22 年ですが、平成 15 年 5 月の改正により食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とすることとしました。

食品、添加物、器具及び容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査などについて規定しています。＜所管府省：厚生労働省、消費者庁＞

・ 食品関連事業者

食の生産、製造・加工、流通に携わる事業者及び肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用医薬品、食品添加物等の生産、輸入又は販売などを行う事業者のことをいいます。

・ 食品適正表示推進者

食品を取り扱う事業所において適正な食品表示を推進するため、県内の食品製造業、輸入業、問屋業、小売業等の事業者を対象に、県が育成を進めているものです。

各事業所において、食品の適正表示を進めるリーダーとして次のような役割を担います。

- ①関係法令に基づく適正な食品表示を行うこと
- ②役員、従業員に対して、食品表示に関する啓発及び指導を行うこと
- ③消費者に対し、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと

・ 食品添加物

食品衛生法において、「食品添加物」とは、食品の製造の過程において使用されるもの、または食品の加工若しくは保存などの目的で添加、混和などの方法により使用されるものと定義されています。食品添加物は、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。

このため、食品添加物は食品衛生法に基づき人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める(指定する)もの以外は原則として使用が認められません。このような規制はポジティブリスト方式と呼ばれ、欧米諸国においても同様の規制が行われています。

また、食品添加物の品質の確保や不適切な使用を防ぐため、必要に応じ個別に一定の品質を確保するための成分規格や使用目的、対象食品や使用量といった使用基準などが規定されています。また、表示については、食品表示法に基づき、原則として使用したすべての食

品添加物を物質名で表示することとされています。また着色料や保存料などの定められた用途で使用されるものについては、物質名のみでなく用途名を併記することとされ、消費者が食品を購入するに当たり、確認することができるような規制が行われています。

※ 食品添加物を用途別にみると、以下のようなものがあります。

- ① 食品の品質を保つもの（保存料、殺菌料、酸化防止剤、防かび剤など）
- ② 食品の嗜好性の向上を目的としたもの（甘味料、酸味料、調味料、香料、ゲル化剤、着色料、漂白剤など）
- ③ 食品の製造または加工するときに使用されるもの（豆腐用凝固剤、膨張剤、ゲル化剤、乳化剤、ろ過助剤、抽出溶剤など）
- ④ 栄養強化を目的とするもの（ビタミン、ミネラル、アミノ酸類）

・食品表示ウォッチャー

熊本県では、ボランティアにより、日常の買い物の際等において食品の表示状況をモニタリングする消費者を「食品表示ウォッチャー」として登録し、食品表示に関する情報を収集しています。

不適正な表示を発見した場合には、ウォッチャーはその情報を県に報告し、県はその情報をもとに食品販売店等に対する調査を行い、必要な場合は指導を行います。

・食品表示制度

食品の表示は「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「計量法」等の定めに基づき適正に行う必要があります。それぞれの法律の目的は、次のとおりとなっています。

1 食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保
2 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するとともに、公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護する。
3 計量法	内容量の適正な表示。

・食品表示法

食品の安全確保及び消費者の自主的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法、健康増進法のそれぞれに規定されていた食品表示に関する事項を統合した、食品表示に関する包括的かつ一元的な法律で、平成27年4月1日に施行されました。

表示事項は、名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、事業者の名称及び所在地などの従来の事項に加え、新たに加工食品及び添加物の栄養成分表示の義務化や、機能性表示食品制度が追加されました。

・飼料添加物

飼料添加物とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において、①飼料の

品質の低下の防止、②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、または③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を図るために、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもので、農林水産大臣が指定するものと定義されています。

飼料添加物には、アミノ酸、ミネラル、酵素、抗菌性物質などがありますが、個々の成分規格ならびに製造などの方法及び表示の基準が定められており、これに適合しないものは飼料に添加することができません。

・ 水産用医薬品

動物用医薬品に含まれ、養殖魚等に用いられる医薬品で、抗生物質、サルファ剤及びワクチンなどがあります。また、医薬品医療機器等法に基づき対象とする養殖魚について医薬品の使用方法等が定められています。

・ スクリーニング検査

一般には、多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別(screen)すること、または、そのための特定の操作・評価方法テストをいいます。

・ 生産履歴の記帳

作物の品種や使用した肥料・農薬、収穫日等に関する情報について、生産者自らが消費者等の求めに応じて常に提示できるよう記録することです。

・ 精度管理

食品衛生検査施設における試験検査の信頼性を確認するため、均一な検体から得られた複数の試料を繰り返し分析して得られる一連の測定値が、互いに一致しているようにすることをいいます。分析の精度のみを保証するものではなく、品質保証システムそのものを指す場合もあります。

〔た行〕

・ 大規模災害

自然災害及び人的災害により、被害が広範囲にわたり、復興までに長時間を要し、被災地内の努力だけでは解決不可能なほど著しく地域の生活機能、社会維持機能が障害されるような災害をいいます。基本的には、激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定される規模の災害が基準とされています。

・ 動物用医薬品

もっぱら動物のために使用されることが目的とされている医薬品です。牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療または予防などに使われるもので、その製造・販売・使用については医薬品医療機器等法で規制されています。

例えば、診断用のツベルクリン、治療用の抗生物質や予防用のワクチンなどがあります。

必要に応じて、医薬品医療機器等法に基づき、その使用できる動物種、使用量、使用禁止期間(出荷するまで、その薬が使用できない期間)などの使用基準が設定されています。

また、食品衛生法に基づき残留基準が設定され、残留基準が設定された場合、これを超えるような動物用医薬品が残留している食品は販売禁止などの措置がとられることになります。

・ 特別栽培農作物

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物のこと。

なお、本県の主要農産物の慣行レベルは県が策定し、ホームページで公開しています。

・ と畜場

と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜(牛、馬、豚、山羊、羊)をと殺し、又は解体するために設置された施設をいいます。

・ トレーサビリティシステム

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報を追跡・遡及できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に資するものです。

国産牛肉については、平成 16 年 12 月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務化されました。また、平成 21 年には、米穀事業者に対し、米や米加工品の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける「米トレーサビリティ法」が制定され、平成 23 年 7 月から完全施行となりました。

現在、国産牛肉、米や米加工品以外の食品全般については、生産者、流通業者などの自主的な導入の取組を基本としつつ、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステムの導入が推進されています。

・ ドリフト

農薬が、散布対象となる農作物以外に飛散することをいいます。

〔な行〕

・ 農薬指導士

農薬の安全使用・適正販売の確保を図るため、農薬に関する専門的な研修を受け、認定試験に合格した方です。

農薬指導士は、農薬取締法等関係法令の遵守及び適正な知識に基づいた病虫害防除及び農薬販売の実施や農薬使用者及び農薬販売者に対する適正な病虫害防除及び農薬販売に関する助言・指導、その他農薬の安全使用・適正販売の確保に必要な事項の実施などをその任務としています。

・ 農薬適正使用推進員

農薬の専門知識を有する者として、市町村から推薦のあった県内生産者の方々等を県が認定しています。農薬適正使用推進員が他の生産者の相談窓口として助言等を行うことにより、地域の農薬適正使用の推進を図っています。

・ 農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることで、農業生産の安定と国民の健康の保護や生活環境の保全に役立てることを目的とする法律で、農薬の登録、販売や使用の規制等について規定しています。

〔は行〕

・ HACCP（危害分析重要管理点）方式

食品の衛生管理手法の一つ。危害分析重要管理点方式ともいいます。

1960年代にアメリカの宇宙計画向け食品製造のために考案されたシステムで、Hazard Analysis and Critical Control Point といい、頭文字の略語としてHACCP（ハサップ、ハセップ、ハシップ）と呼ばれています。HACCPは、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、CCP（重要管理点）、CL（管理基準）、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っています。

わが国では、食肉製品、乳・乳製品、いわゆるレトルト食品などに対して、システムによる衛生管理の方法について厚生労働大臣が基準に適合することを個別に承認する制度が設けられています。

・ 米穀事業者

米トレーサビリティ法でいう「米穀事業者」とは、「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」です。生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業など、米穀等を取扱う幅広い事業者が対象となり、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達が義務付けられています。

・ ポジティブリスト制

原則禁止の中で、禁止していないものを一覧表に示す制度。食品添加物では、食品衛生法の規定により、人の健康を損なうおそれのない場合として、厚生労働大臣が定める場合をのぞいて、製造、使用、販売を禁止するポジティブリスト制がとられています。

平成 15 年の食品衛生法の改正により、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品についても、いわゆるポジティブリスト制(残留基準が制定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度)が導入され、平成 18 年 5 月 29 日に施行されました。

＊ ネガティブリスト制とは、原則自由の中で、禁止しているものだけを一覧表に示し、規制する制度をいいます。

〔ま行〕

・ 未承認動物用医薬品

医薬品医療機器等法第83条の3で使用が禁止されている動物用医薬品(もっぱら動物に使用する医薬品)のことです。承認を受けた医薬品と同一の成分であっても、未承認の医薬品は使用できません。

・ みどり認定

みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)に基づき、土づくりと減化学肥料・減農薬や温室効果ガスの排出量削減などに取り組む農業者の「環境負荷低減事業活動実施計画」を県が認定する制度です。

・ 無承認無許可医薬品

医薬品医療機器等法においては、医薬品を製造したり、輸入したりするためには、その成分、効能、副作用等の審査を受け、品目ごとに承認を受ける必要があります。また、製造や輸入を行う場所ごとに許可が必要であり、この承認や許可を受けていないものを「無承認無許可医薬品」と呼びます。

無承認無許可医薬品の製造や販売は医薬品医療機器等法により禁止されていますが、近年、いわゆる健康食品と称して販売されている製品の中に医薬品成分が含有され、それらの製品を服用したことによる健康被害の発生事例が全国的に報告されるなどの問題が起きています。

・ 無登録農薬

農薬取締法では農薬の登録制度を設け、あらかじめ検査を行い、品質や安全性が確保されているものが農薬として登録されています。この登録をとっていない資材で、農作物（樹木、花卉、芝含む）の病虫害防除や除草、植物成長の調整等に用いられるものは無登録農薬となり、農薬取締法で使用が禁止されています。

〔や行〕

・ 有作くん（熊本型特別栽培農産物）

「有作くん」は、平成2年に制定した本県独自の農産物認証制度で、土づくり・減農薬・減化学肥料などの生産基準を定めた「熊本型特別栽培農産物取扱要領」に基づいて生産された農産物を県が認証する制度です。

生産基準として、化学肥料と化学合成農薬の使用量や肥料の総使用量の規制を設けており、栽培期間中の化学肥料及び化学合成農薬の使用量が県が定めた慣行レベルの半分以上のものを「有作くん」、栽培期間中にこれらの使用がないものを「有作くん100」としています。

〔ら行〕

・ リスクコミュニケーション

食品には一定のリスクが存在することを前提に、食品関連事業者や消費者、行政等の関係者が必要な情報を共有し、理解を深め、それぞれの立場から相互に意見交換を行うことをいいます。

食の安全安心に関する担当部署一覧

区分		担当業務	担当部署	連絡先
基本方針		食の安全安心のための基本方針、食の安全安心推進条例、食の安全安心推進計画に関すること	くらしの安全推進課	096-333-2290
リスクコミュニケーション		関係者間の意見交換・情報共有等、リスクコミュニケーションの推進に関すること	くらしの安全推進課	096-333-2290
農業、動物用医薬品等		農業の適正使用に関すること	農業技術課	096-333-2381
		動物用医薬品の安全性、使用状況等に関すること	畜産課	096-333-2402
		水産用医薬品の安全性、使用状況等に関すること	水産振興課	096-333-2455
食肉衛生		畜産農家に対するBSE対策、伝染病対策に関すること	畜産課	096-333-2402
		と畜検査に関すること	健康危機管理課	096-333-2247
食品衛生		食中毒、異物の混入等、食品衛生に関すること	健康危機管理課	096-333-2247
食品添加物		食品添加物の安全性や使用基準に関すること	健康危機管理課	096-333-2247
食品表示	品質に関する事項	名称、原材料名、原産地、内容量等	くらしの安全推進課	096-333-2290
	衛生に関する事項	添加物、アレルギー、期限等	健康危機管理課	096-333-2247
	保健に関する事項	栄養成分、機能性表示等	健康づくり推進課	096-333-2252
	景品表示法(不当な表示の禁止等)に関すること		消費生活課 消費生活センター	096-333-2308
	栄養表示基準、保健機能食品などの表示および健康保持増進効果等に係る虚偽誇大広告に関すること		健康づくり推進課	096-333-2252
	計量法に関すること		産業技術センター	096-368-2101

「つなげよう食の安全 ひろげよう食の安心」

- 生産から製造・加工、流通・販売、消費まで、あらゆる段階で食の安全を確保し、つなげます。
- 県内の取組みや正確な情報を積極的に発信し、食の安心をひろげます。

熊本県環境生活部県民生活局
くらしの安全推進課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL 096-333-2290

発行者：熊本県
所属：くらしの安全推進課
発行年度：令和6年度